

第7章 防災指針に関する事項

1. 防災指針の目的等

(1) 防災指針の目的

防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、本計画における居住や都市機能の誘導と併せ、都市の防災に関する機能の確保を図るためのものです。都市においては、安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い区域への新たな居住や都市機能の立地抑制を図り、居住誘導区域から災害リスクの高い区域を原則除外する必要があります。

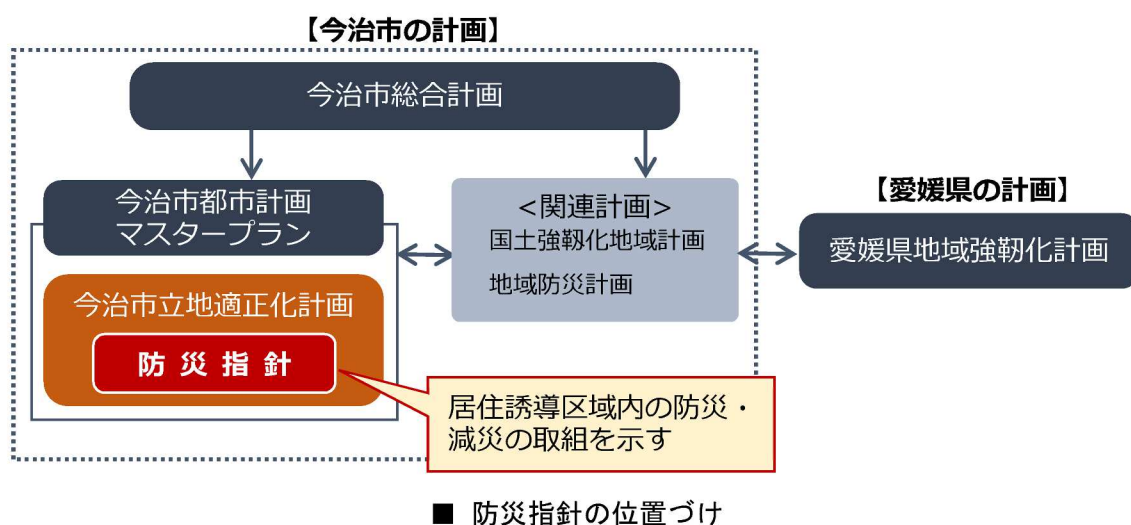
しかしながら、様々な災害のうち、洪水、内水、高潮等により浸水が想定される区域は市街化区域等の広範囲に及び、既に一定の都市基盤施設が整備された市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震や液状化により発生する被害については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことにも限界があります。

そのため、災害リスクの高い区域を除外することと合わせて、主に居住誘導区域に残存する災害リスクをできる限り回避、低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施することが求められます。

災害リスクを踏まえた課題を抽出したうえで、都市の防災に関する機能の確保のため、必要な防災・減災対策を「防災指針」に定め、計画的に実施します。

(2) 防災指針の位置づけ

都市計画において防災を明確に意識したまちづくりを進めるにあたっては、「今治市都市計画マスタープラン」や「今治市国土強靱化地域計画」「今治市地域防災計画」等の上位・関連計画を踏まえつつ、道路や河川管理者である国や県との連携も重要となるため、課題や施策等の連携・整合を図ります。



国土強靱化地域計画

大規模自然災害等によるリスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に陥らないよう平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフトの取り組みをまとめた計画です。

地域防災計画

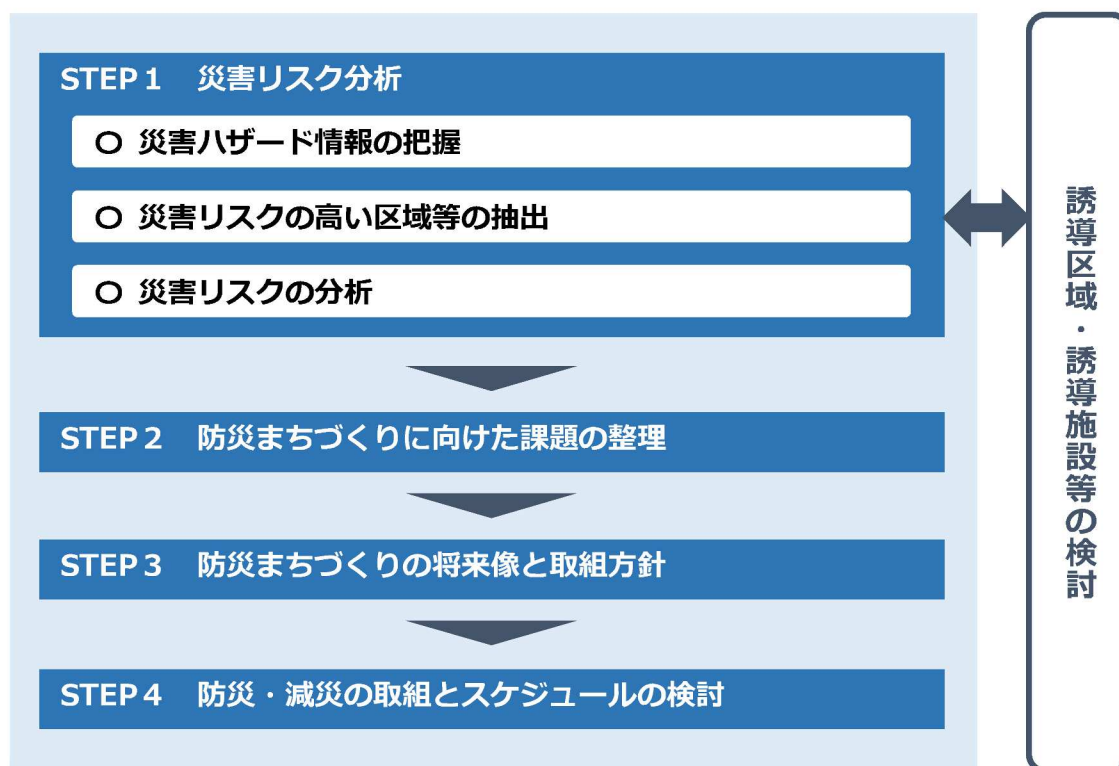
地震や風水害、火災などに対応した防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

流域治水プロジェクト

河川流域ごとに、河川管理者、下水道管理者、都道府県、区市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を取りまとめる全国的な取組です。

本市では、蒼社川・浅川水系、頓田川水系及び中川水系において流域治水プロジェクトが愛媛県により策定されています。

（３）防災指針の検討手順



■ 防災指針の検討手順

2. 災害リスク分析（STEP 1）

（1）災害ハザード情報の把握

法令に基づきハザードエリアが特定できる水害（洪水、内水、高潮による災害）、津波による災害及び土砂災害を対象として、ハザード情報と都市の情報との重ね合わせによる分析を行います。

近年、豪雨等による激甚な水害・土砂災害が毎年のように全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇により、さらに水害等が頻発・激甚化することが懸念されているため、洪水及び内水のハザード情報については、想定最大規模の降雨によるシミュレーション結果を使用します。

また、過去の大地震における滑動崩落の被害を踏まえ、安全性の確認を必要とする箇所として抽出した大規模盛土造成地について居住誘導区域内の存在の有無を確認します。

■ 分析するハザード情報等

種別	ハザード情報等	備考
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模）	洪水浸水想定区域図 蒼社川：平成 28 年 5 月 13 日 浅川、竜登川、頓田川、銅川：令和 5 年 5 月 30 日
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）	洪水浸水想定区域図 蒼社川：平成 28 年 5 月 13 日
内水	内水浸水想定区域（想定最大降雨）	内水浸水想定区域図 令和 4 年 4 月 1 日
高潮	高潮浸水想定区域（既往最大規模の台風）	高潮浸水想定区域図 令和 3 年 3 月 12 日
津波	津波浸水想定区域（最大クラスの津波）	津波浸水想定図 平成 25 年 6 月 10 日
土砂災害	土砂災害警戒区域	令和 3 年 3 月 26 日指定まで
	土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	令和 4 年 3 月 31 日指定まで
地震	震度分布	愛媛県地震被害想定調査結果 第一次報告 平成 25 年 3 月
	液状化危険度	
	大規模盛土造成地	平成 30 年度国土交通省調査（第一次スクリーニング）

注 1：洪水浸水想定区域は、蒼社川、浅川、竜登川、頓田川、銅川における各河川の異なるシミュレーション結果を重ね合わせて、ハザードが最大となるように表現した

注 2：内水浸水想定区域は、公共下水道処理区のうち今治処理区、北部処理区、大西処理区を対象としたシミュレーション結果を使用

（２）災害リスクの高い区域等の抽出

１）都市再生特別措置法等における災害ハザードエリアの位置づけ

都市再生特別措置法第 81 条第 19 項に規定する居住誘導区域に含まない区域のうち、本市の市街化区域等には、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域を含む）が指定されており、災害リスクの高い区域と判断しています。

また、災害イエローゾーンについては、災害ハザードや警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当かどうか検討する必要があります。

■ 都市再生特別措置法等における災害ハザードエリアの位置づけ（再掲）

位置づけ	根拠	区域	市街化区域等における設定状況	備考
居住誘導区域に含まない	都市再生特別措置法第 81 条	災害危険区域（注 1）	有	住宅等の建築や開発行為等の規制あり レッドゾーン
		地すべり防止区域	—	
		急傾斜地崩壊危険区域	有	
		土砂災害特別警戒区域	有	
		浸水被害防止区域	—	
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき	都市計画運用指針	災害危険区域（上記を除く）	—	
		津波災害特別警戒区域	—	
総合的に勘案し、居住誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき	都市計画運用指針	土砂災害警戒区域	有	建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている イエローゾーン
		浸水想定区域	有	
		津波災害警戒区域（注 2）	有	
		都市洪水想定区域・都市浸水想定区域	—	
		その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	有	

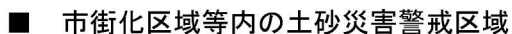
注 1：本市では、急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域として指定

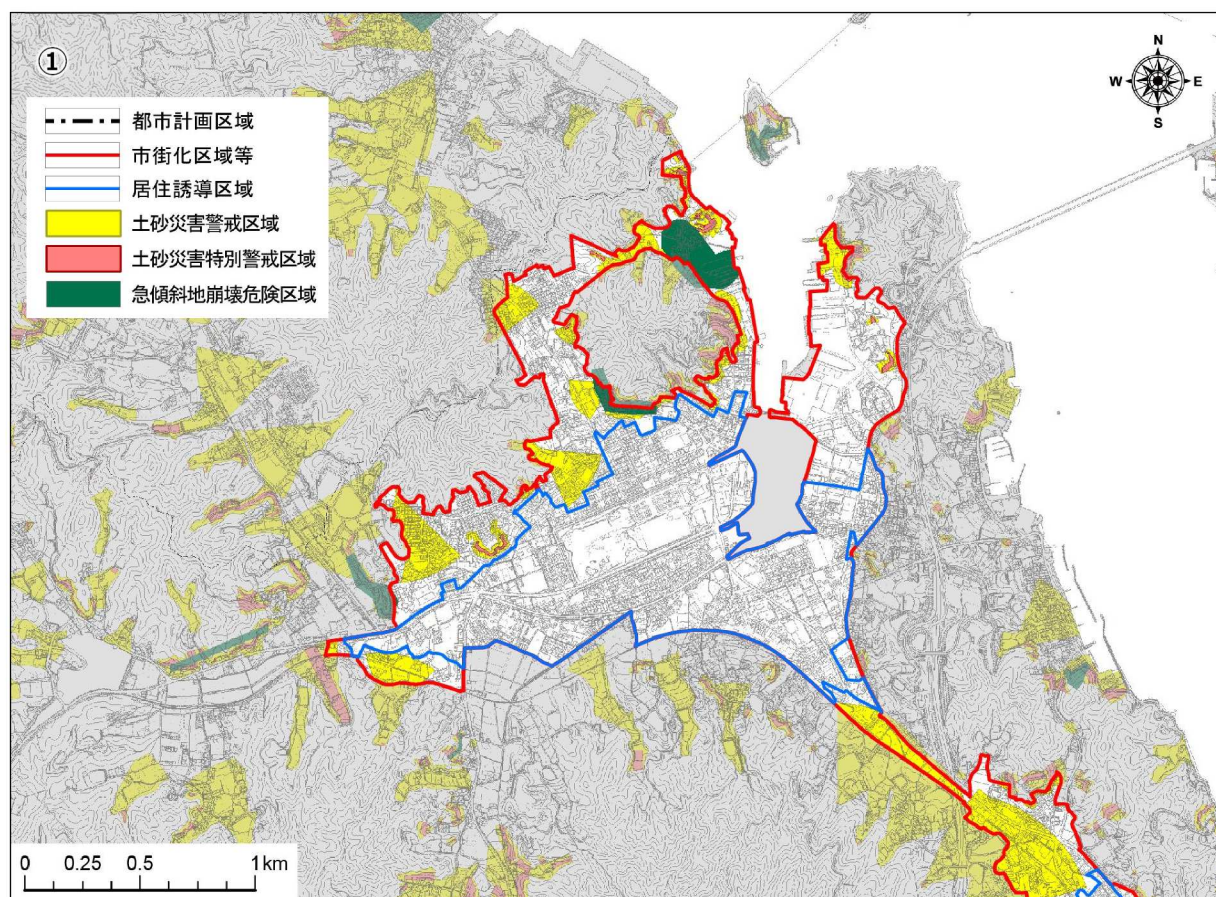
注 2：津波浸水想定区域の全域が津波災害警戒区域に指定

① 土砂災害警戒区域

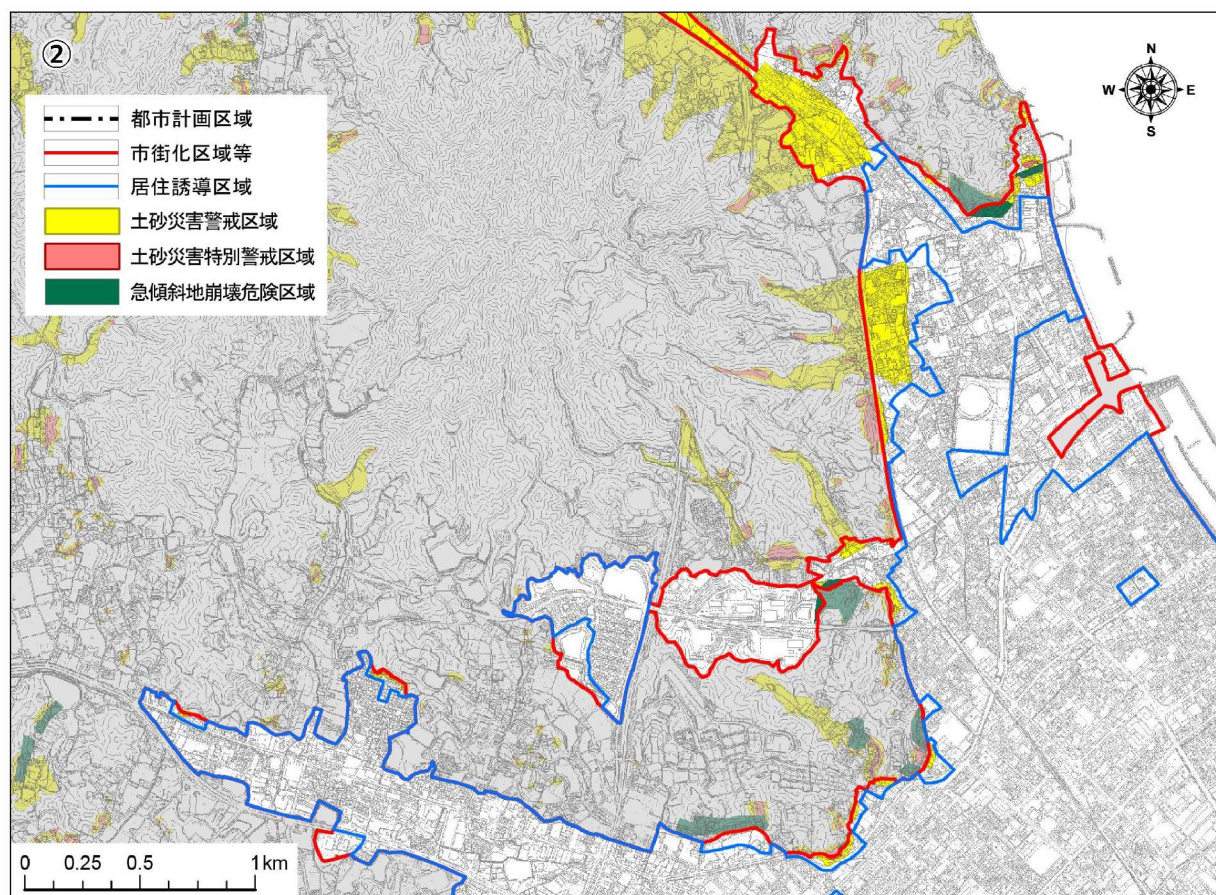
土砂災害は事前の予測が困難であり、ひとたび災害が発生すると、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であるため、災害リスクの高い区域として評価します。

なお、今治新都市第1地区についてはリスク低減に向けた取組（ハード整備）を早期に実施する方針があることから、居住誘導区域に含めます。（拡大図⑥参照）

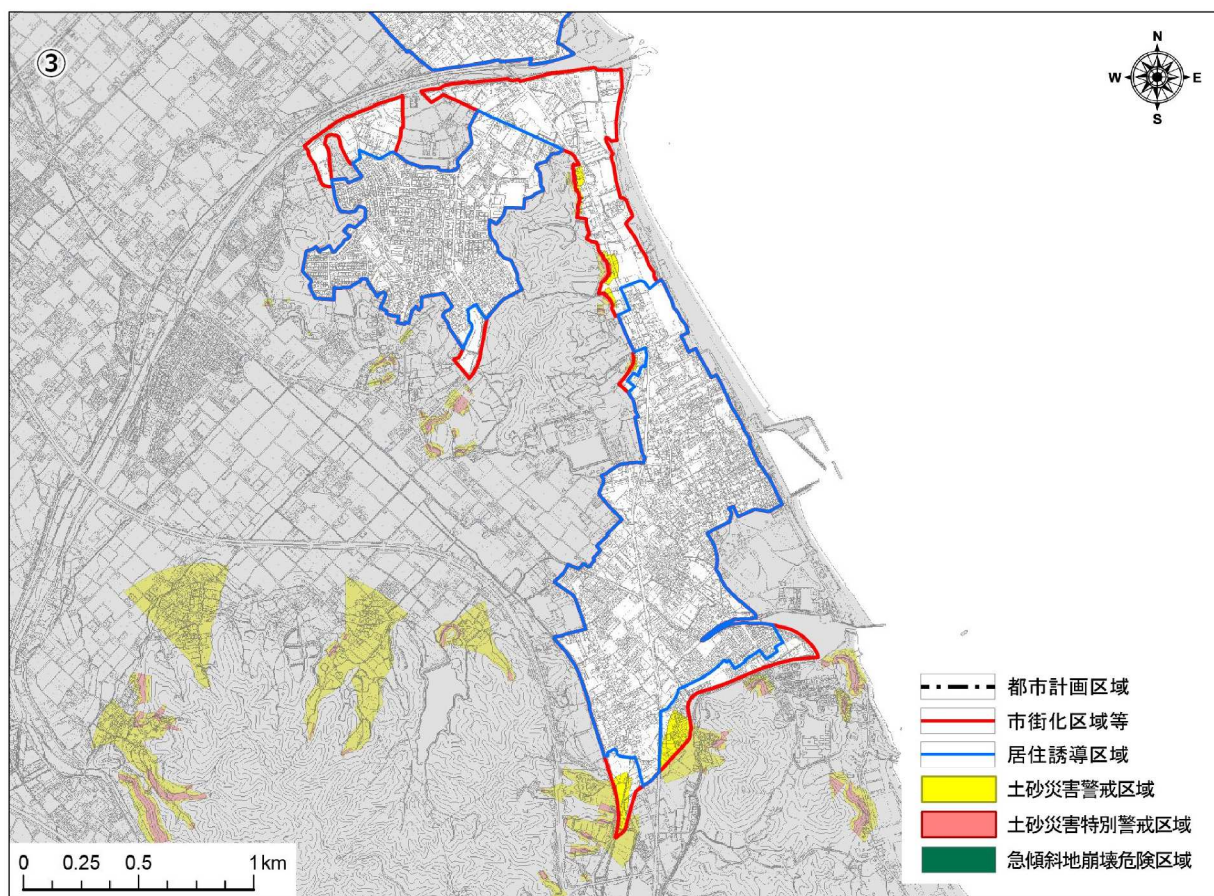




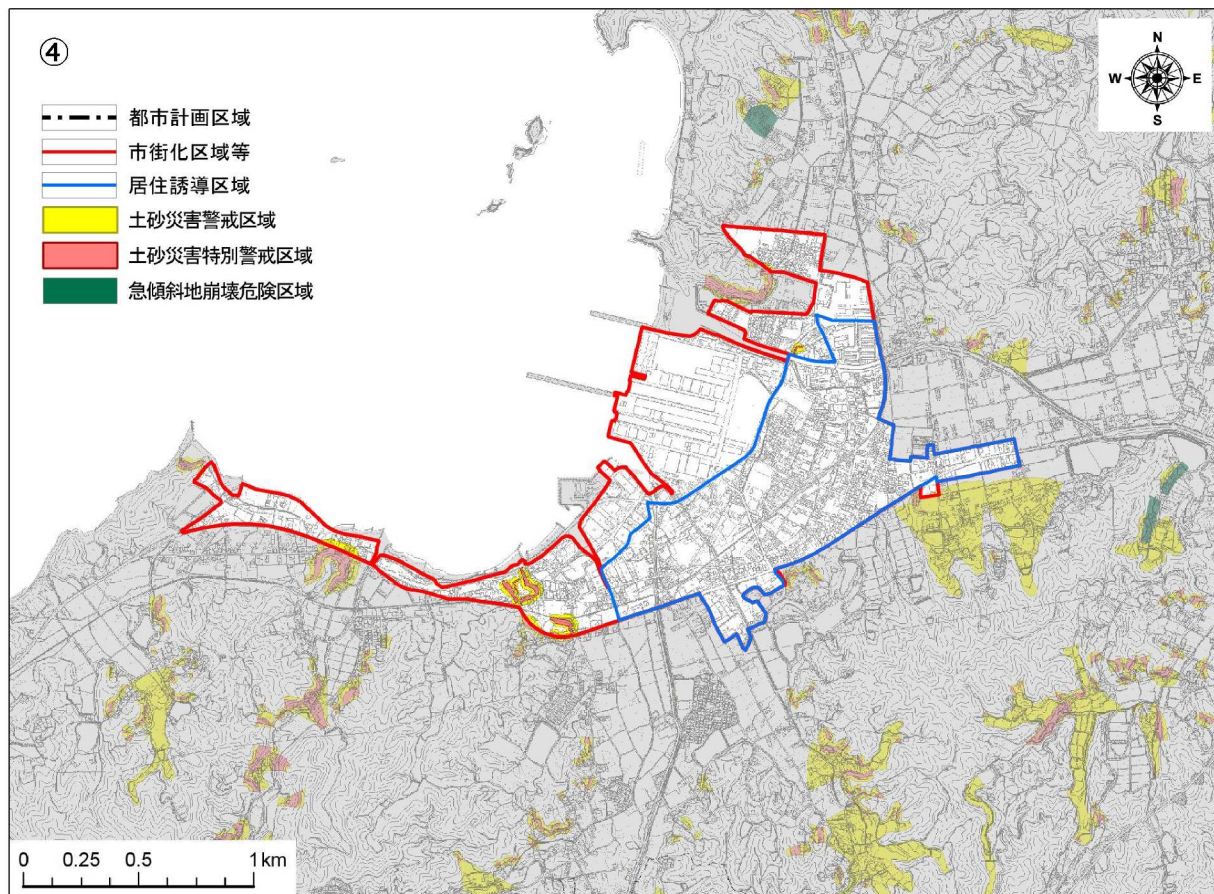
■ 市街化区域等内の土砂災害警戒区域（拡大①）



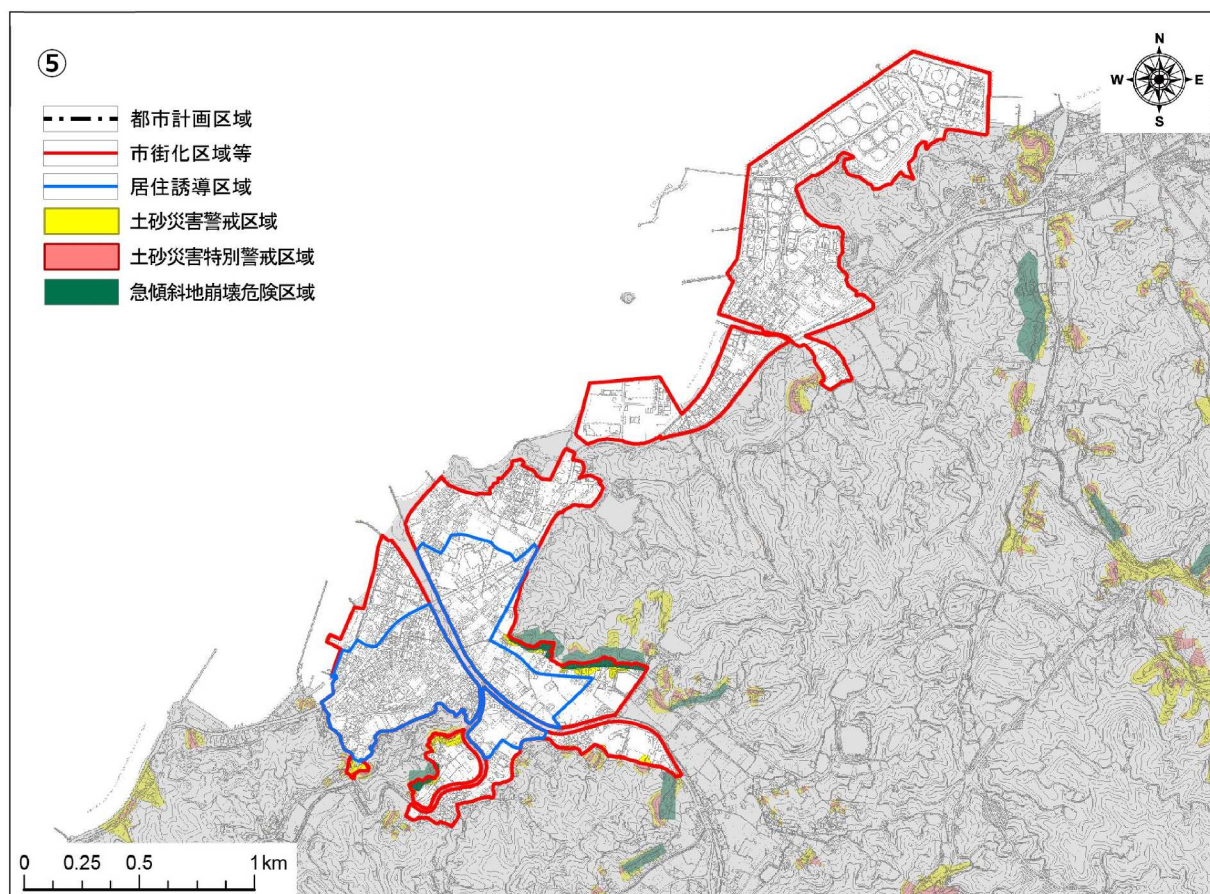
■ 市街化区域等内の土砂災害警戒区域（拡大②）



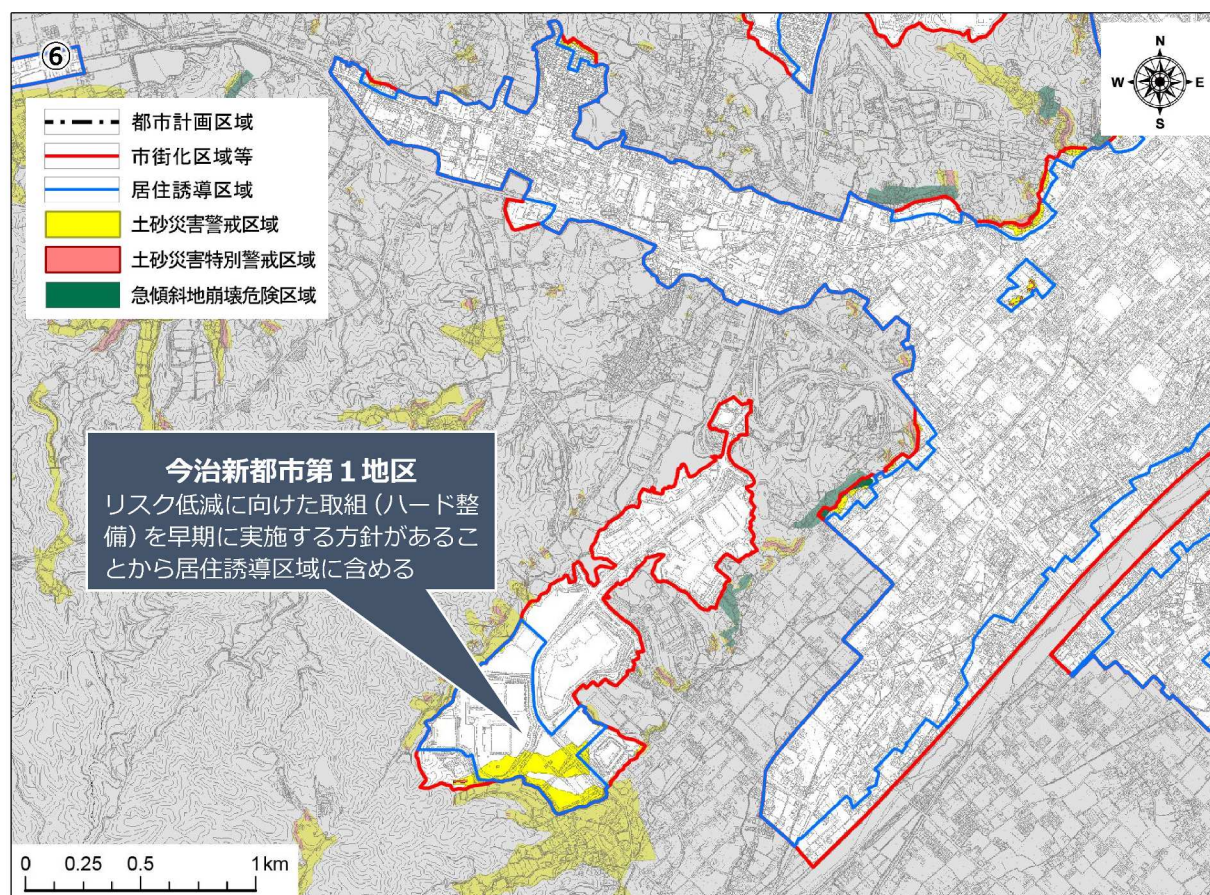
■ 市街化区域等内の土砂災害警戒区域（拡大③）



■ 市街化区域等内の土砂災害警戒区域（拡大④）



■ 市街化区域等内の土砂災害警戒区域（拡大⑤）



■ 市街化区域等内の土砂災害警戒区域（拡大⑥）

② 浸水想定区域

ア 洪水浸水想定区域

○ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)

家屋倒壊等氾濫想定区域は、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊・流出するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域です。区域の想定条件は、その河川で生じる最大規模の洪水が発生した時に、直接基礎の標準的な家屋が堤防決壊に伴う激しい流れにより流出、河岸侵食に伴い家屋の基礎を支える地盤が流出することが想定されます。

洪水時に生命・身体に直接影響が及ぶリスクがあり、原則として、避難情報に従って安全な場所へ早期に避難することが必要となるため、災害リスクの高い区域として評価します。



流失家屋の位置

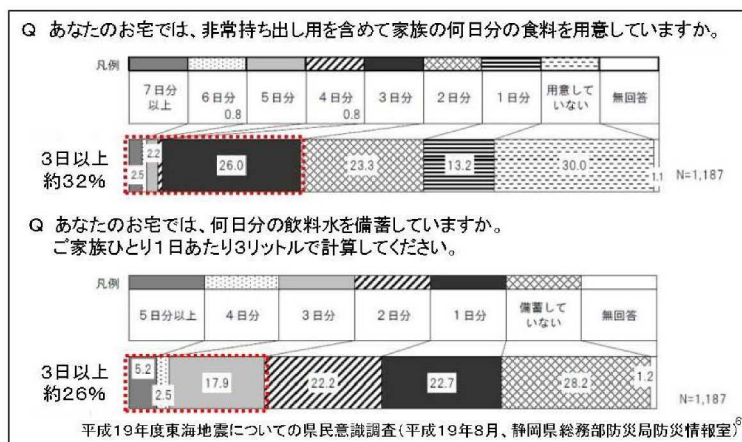


■ 堤防の決壊による被害状況
「水害ハザードマップ作成の手引き」より

○ 浸水継続時間

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察されており、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあるため、浸水継続時間が3日以上続くことが想定される区域を災害リスクの高い区域として評価します。

なお、本市において、浸水継続時間が3日以上続く区域はありません。

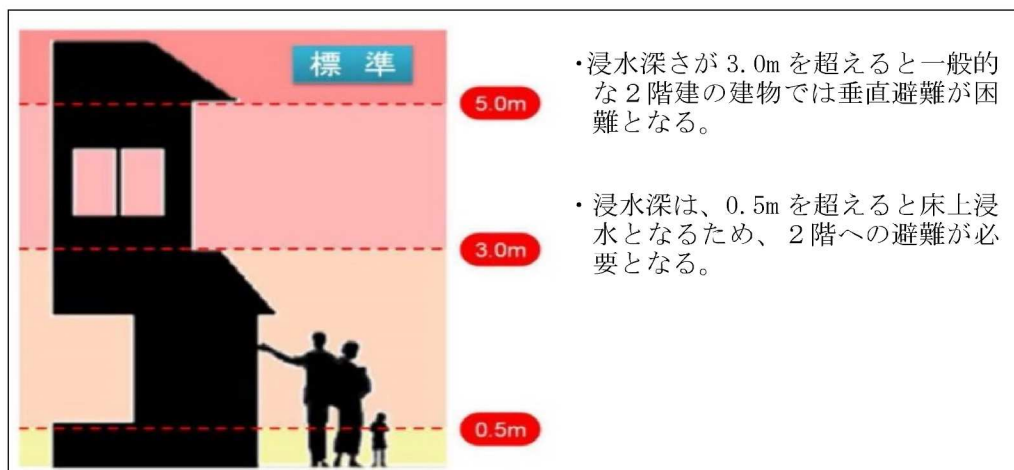


■ 災害に備えた飲料水や食料の備蓄量
「水害の被害指標分析の手引き」より

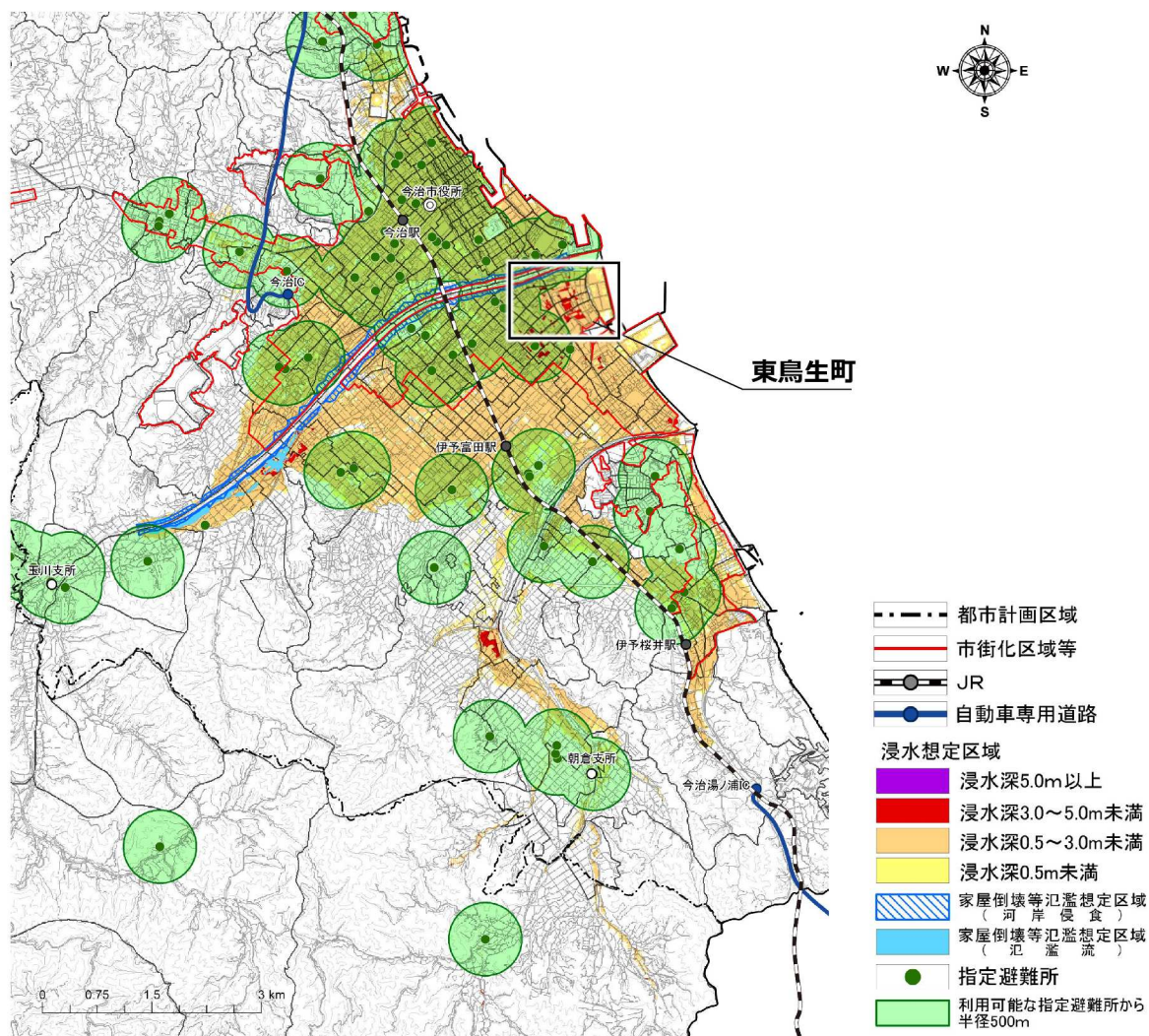
○ 浸水深

洪水による浸水は、気象予報等により事前の危険の察知と避難が可能であり、浸水深が浅い場所では垂直避難も可能となります。なお、国土交通省が示す浸水深と人的被害リスクイメージでは、一般的な家屋の2階以上が浸水し垂直避難が困難になる浸水深は3.0m以上とされています。そのため、浸水深が3.0m以上となる区域を災害リスクの高い区域として評価します。

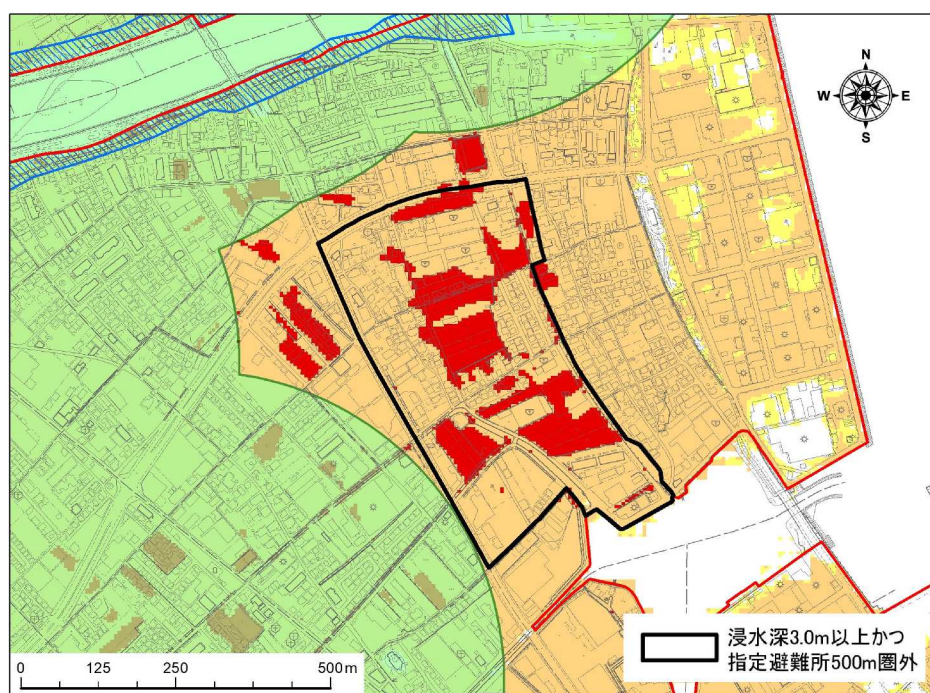
本市においては、洪水浸水想定区域（浸水深3.0m以上）と水防法に基づき地域防災計画に定められた避難所との立地を重ね合わせて、避難場所が高齢者の徒歩圏内とされる500m以内にある場合は、居住誘導区域に含めます。



■ 水害による浸水深の目安
「水害ハザードマップ作成の手引き」より



■ 洪水浸水想定区域と指定避難所 500m圏内の重ね図



■ 浸水深 3.0m以上かつ指定避難所 500m圏外の区域（東鳥生町 拡大）

注：居住誘導区域に含まない区域（黒線の区域）は、浸水深 3.0m以上で浸水範囲が 0.5ha（1 街区の規模）以上のエリアを対象として、ハザードエリアから直近の道路を境界根拠として設定

イ 内水浸水想定区域

内水氾濫とは、大量の雨に対して排水機能が追い付かずに、処理しきれない雨水で土地や建物が水に浸かってしまう現象のことです。特に市街地などで発生する傾向にあります。

内水による浸水被害は洪水や高潮によるものと比較して発生頻度が高く、直近における浸水実績としても近見地区、鳥生地区、桜井地区等で道路の冠水等が発生しています。

洪水浸水想定区域と同様に、一般的な家屋の2階以上が浸水し垂直避難が困難になる浸水深3.0m以上の区域を高リスクの区域としますが、本市では浸水深3.0m以上の区域がないことと、気象情報等により事前の危険の察知と避難が可能であること等から、居住誘導区域に含めます。

ウ 高潮浸水想定区域

気象予報等により事前の危険の察知と避難が可能であり、浸水深が浅い地区では垂直避難も可能であることから、居住誘導区域に含めます。

③ 津波災害警戒区域

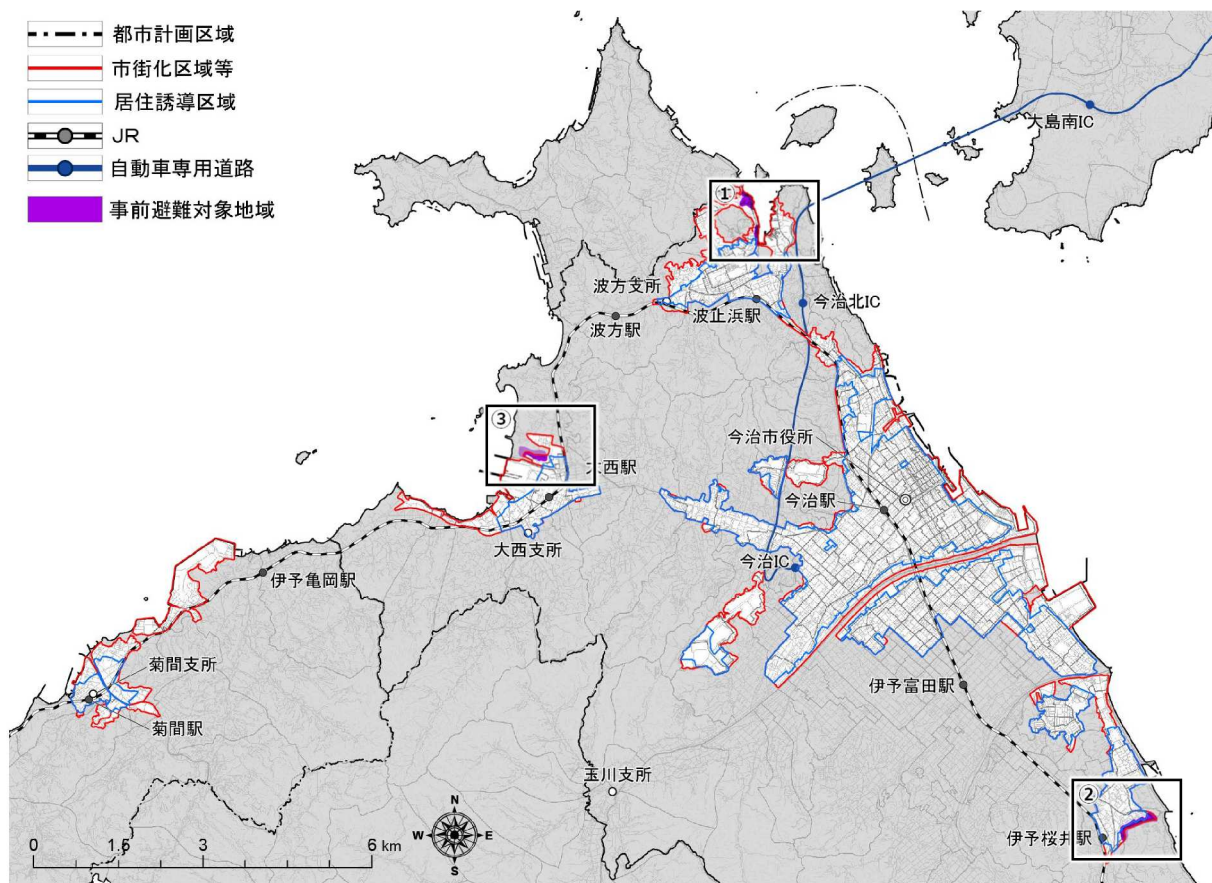
地震発生から津波到達までのリードタイムが161分あることから、事前の避難行動が可能であるため、居住誘導区域に含めます。

④ その他

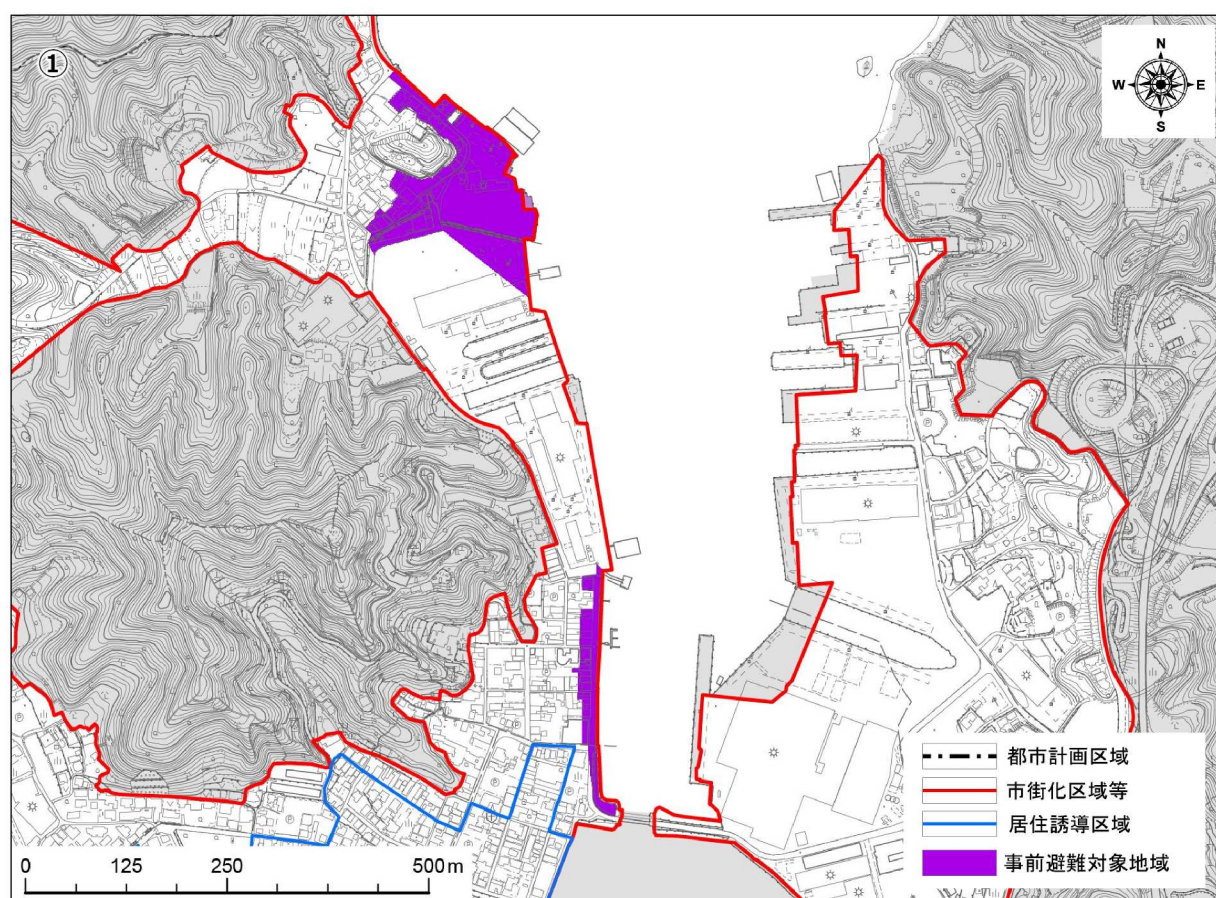
ア 事前避難対象地域

事前避難対象地域は「今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」に示されている地域で、地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域です。

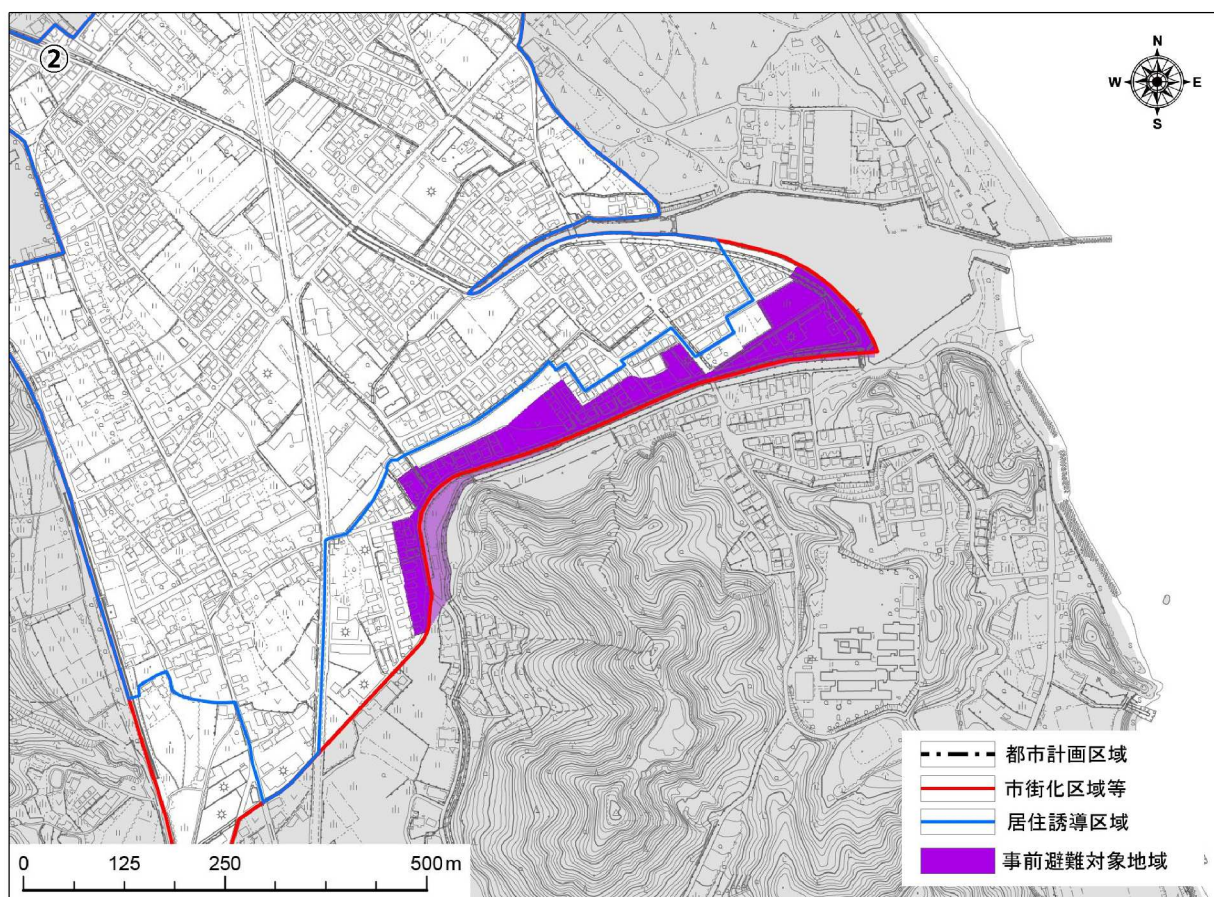
本市では、南海トラフ地震が発生した場合、地盤沈下や堤防の破壊による海水流入等が30cm以上30分以内に生じる地域のことと、ひとたび南海トラフ地震が発生すれば、人命にかかわる危険性のある区域となるため、事前避難対象地域を災害リスクの高い区域として評価します。



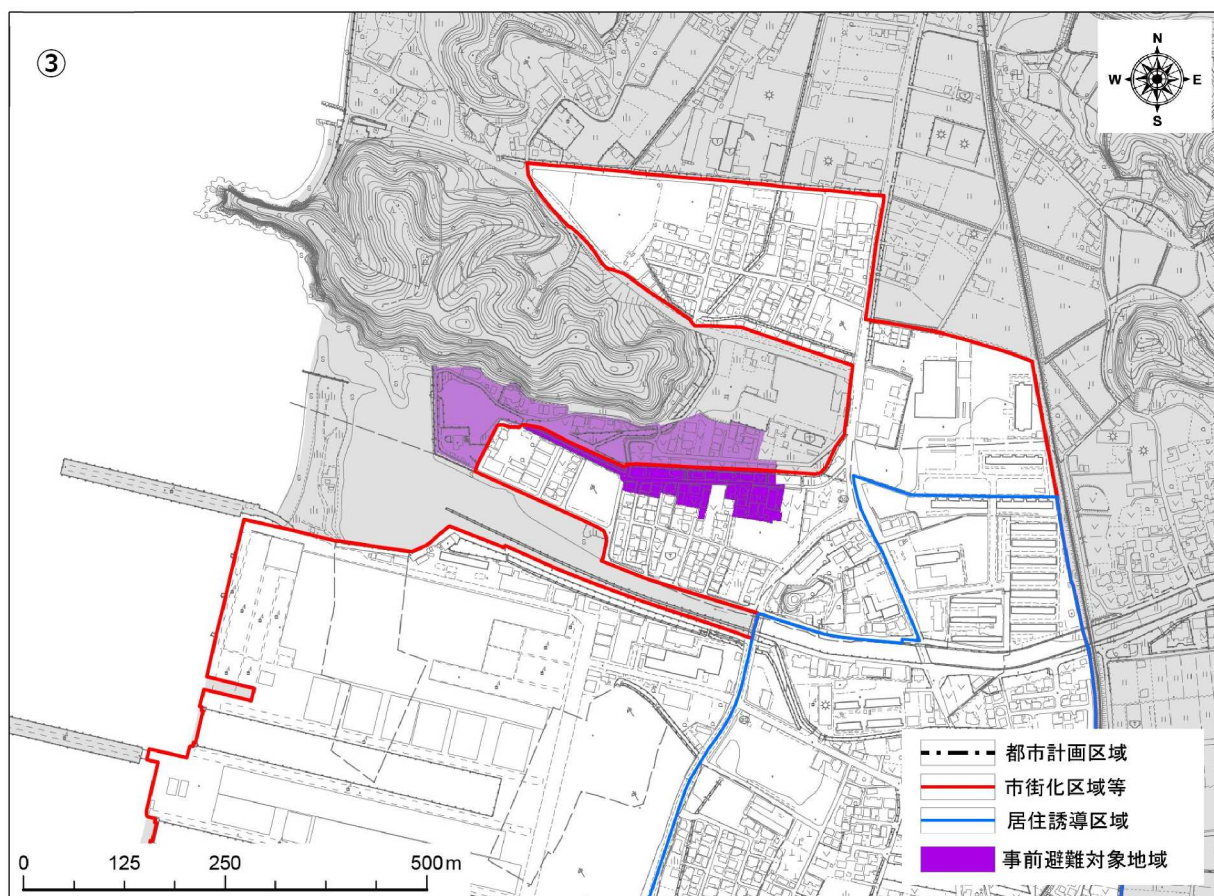
■ 事前避難対象地域



■ 事前避難対象地域（拡大①）



■ 事前避難対象地域（拡大②）



■ 事前避難対象地域（拡大③）

■ 災害イエローゾーンにおける区域設定の考え方（再掲）

種別		想定規模等	危険性	誘導区域設定の考え方	判定 (注1)
①	土砂災害警戒区域	—	大	ひとたび災害が発生すると、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、人命にかかわる危険性がある区域。なお、今治新都市第1地区に指定されている土砂災害警戒区域については、リスク低減に向けた取組（ハード整備）を早期に実施する方針があることから誘導区域に含める。	×
② 浸水想定区域					
洪水浸水想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)		大	気象予報等により事前の危険の察知が可能であるが、線状降水帯による大雨等、正確な予測が困難な場合もある。当該区域は、洪水による河岸侵食や河川が氾濫した氾濫流により家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域であり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある。	×
	浸水深3.0m以上	指定避難所から500m超離れている	大	気象予報等により事前の危険の察知が可能であるが、浸水深3.0m以上の場合、建物の2階も浸水することから、線状降水帯による大雨等、正確な予測が困難な場合には逃げ遅れ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある。	×
		指定避難所が500m以内にある	中	気象予報等により事前の危険の察知が可能であるが、線状降水帯による大雨等、正確な予測が困難な場合もある。ただし、指定避難所が近くにあることから、避難可能な区域となっている。	○
	浸水深3.0m未満	—	中	気象予報等により事前の危険の察知と避難が可能であり、浸水深が3.0m未満の地区では建物の2階への垂直避難も可能である。	○
内水浸水想定区域	浸水深3.0m以上		大	気象予報等により事前の危険の察知が可能であるが、浸水深3.0m以上の場合には建物の2階も浸水することから、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある。本市の市街化区域等においては、一部の河川区域内を除き浸水深3.0m以上の区域はない。	—
	浸水深3.0m未満		中	気象予報等により事前の危険の察知と避難が可能であり、浸水深が3.0m未満の場所では建物の2階等への垂直避難も可能である。	○
高潮浸水想定区域		既往最大規模の台風	中	気象予報等により事前の危険の察知と避難が可能であり、浸水深が浅い地区では垂直避難も可能である。	○
③ 津波災害警戒区域					
	津波浸水想定区域(津波災害警戒区域)	最大クラスの津波	中	地震発生から津波到達までのリードタイムが161分あることから、事前の避難行動が可能である。	○
④ その他					
	事前避難対象地域(南海トラフ地震臨時情報)	—	大	後発地震発生後、津波等の避難が間に合わないおそれがある地域。本市においては、南海トラフ地震が発生した場合、地盤沈下や堤防の破壊による海水流入等が30cm以上・30分以内に生じる地域を指定。南海トラフ地震が発生すれば、人命にかかわる危険性のある区域となっている。	×

注：「○」居住誘導区域に含む区域

「×」居住誘導区域から除外する区域又は地域

「—」市街化区域等に対象区域がない

(3) 災害リスクの分析

1) ハザードエリア×誘導区域

洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域が居住誘導区域内に指定されています。特に、想定最大規模の洪水と高潮の発生時には、都市機能誘導区域を含む誘導区域の広範囲が浸水すると想定されています。

土砂災害のおそれがある区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）は、原則として誘導区域に含めないこととしているが、今治新都市第1地区に指定される土砂災害警戒区域については、リスク低減に向けた取組（ハード整備）を早期に実施する方針があることから誘導区域に含めています。

大規模盛土造成地が居住誘導区域内に16箇所存在しています。

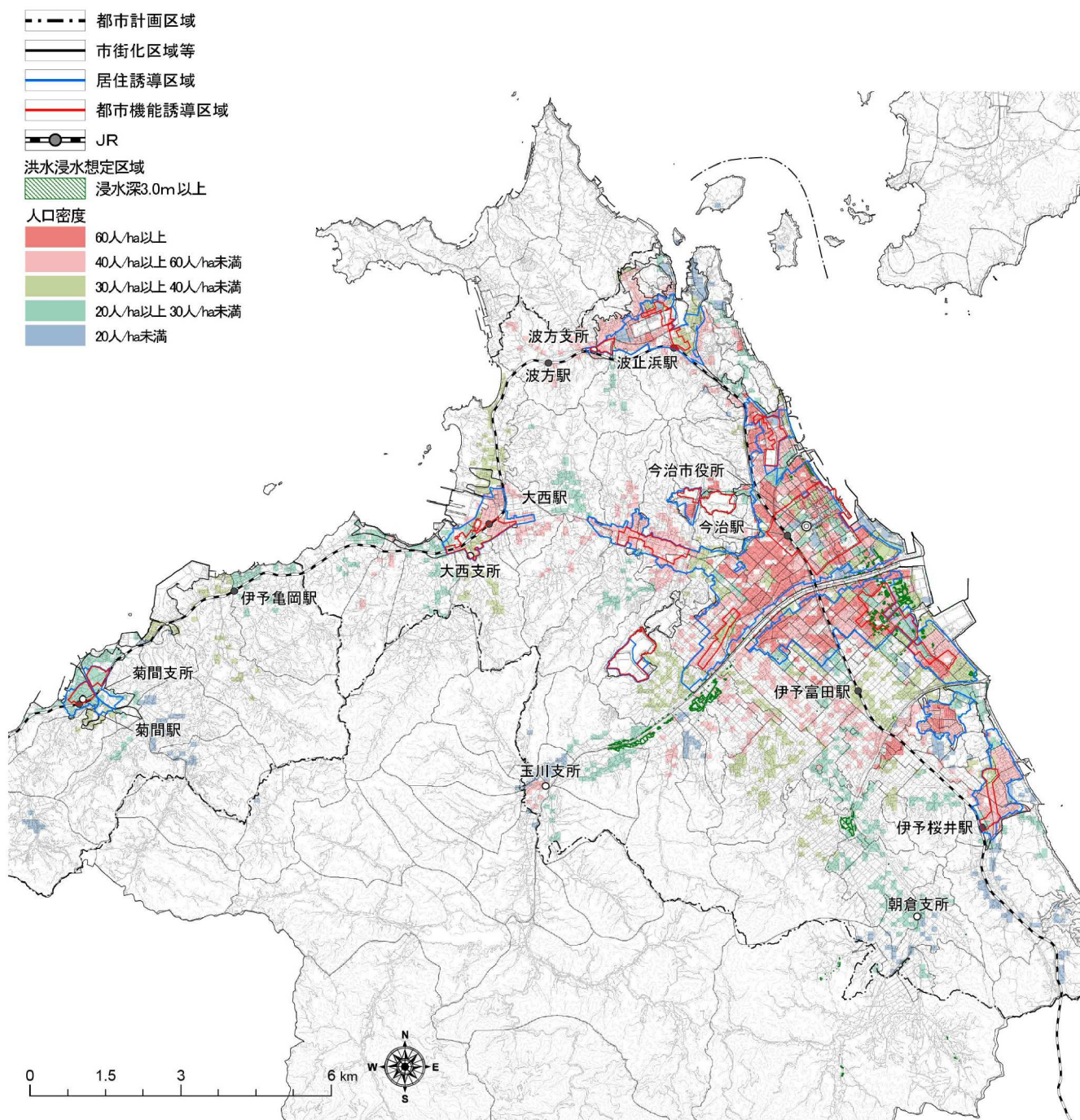
■ 誘導区域に存在するハザードエリア等

		居住誘導区域	都市機能誘導区域
面積		1,635.1 ha	531.7 ha
洪水浸水想定区域	面積	1,106.4 ha	324.2 ha
	割合	67.6 %	61.0 %
内水浸水想定区域	面積	478.5 ha	141.0 ha
	割合	29.3 %	26.5 %
高潮浸水想定区域	面積	934.6 ha	372.4 ha
	割合	57.1 %	70.1 %
津波浸水想定区域	面積	455.7 ha	207.9 ha
	割合	27.9 %	39.1 %
土砂災害警戒区域		5 箇所 ^(注)	5 箇所 ^(注)
土砂災害特別警戒区域		0 箇所	0 箇所
急傾斜地崩壊危険区域		0 箇所	0 箇所
大規模盛土造成地		16 箇所	7 箇所

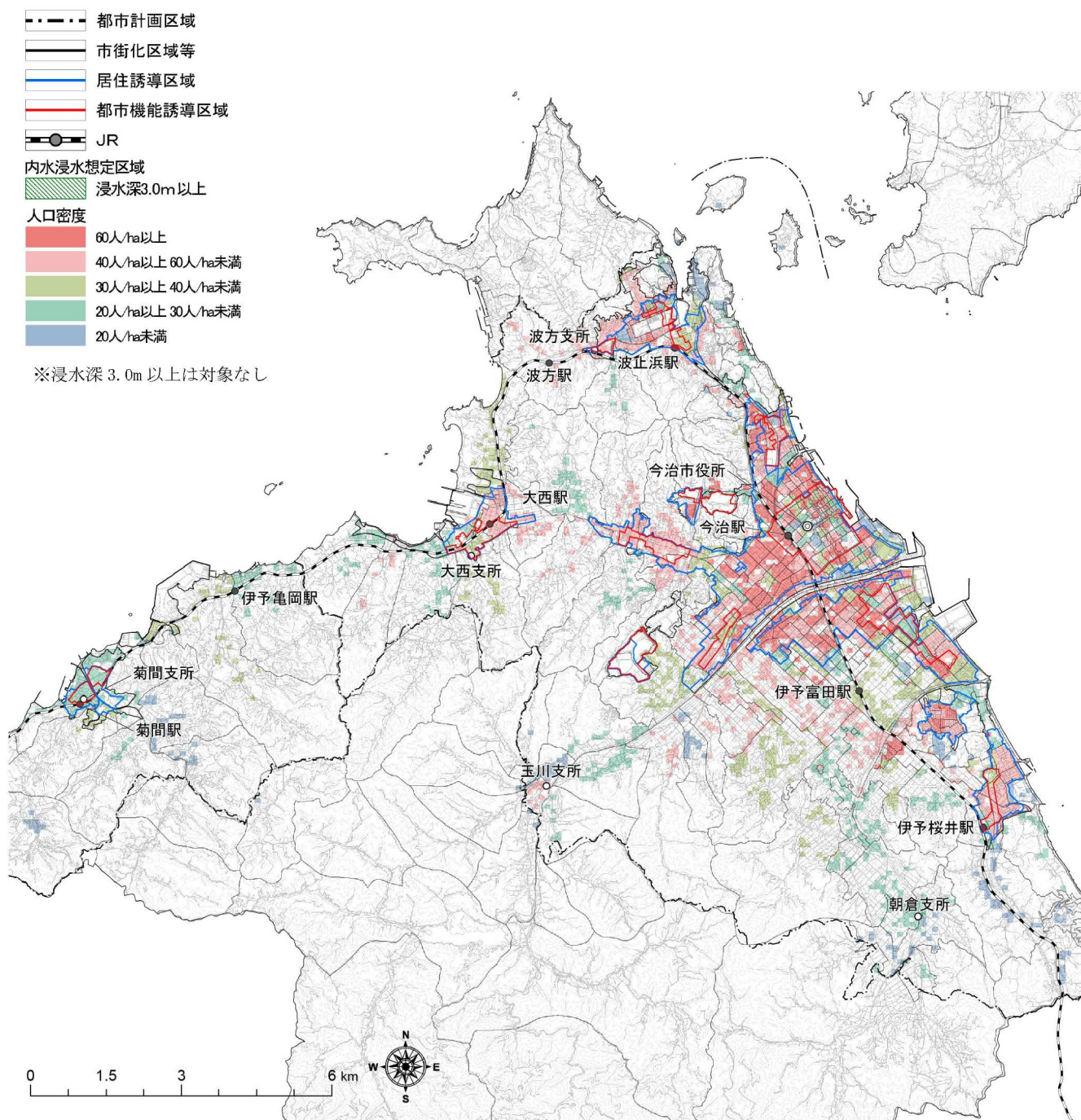
注：今治新都市第1地区の誘導区域に指定される箇所

2) 浸水想定区域（洪水、内水、高潮、津波）×人口分布

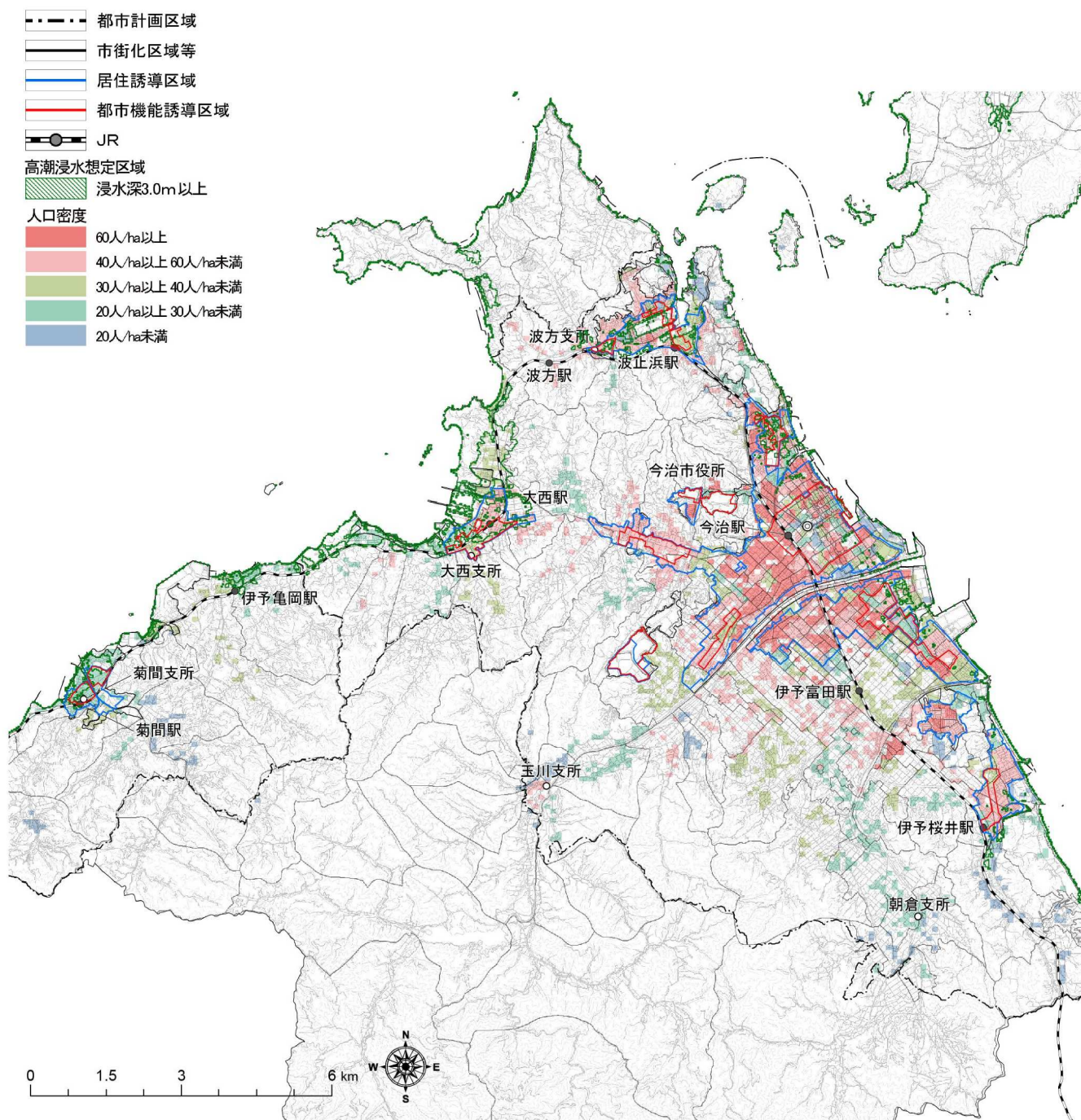
水害（洪水、高潮）による 3.0m 以上の浸水が想定される区域が、人口密度の比較的高い地域においてもみられます。内水及び津波による 3.0m 以上の浸水は人口密度の高い地域ではみられません。



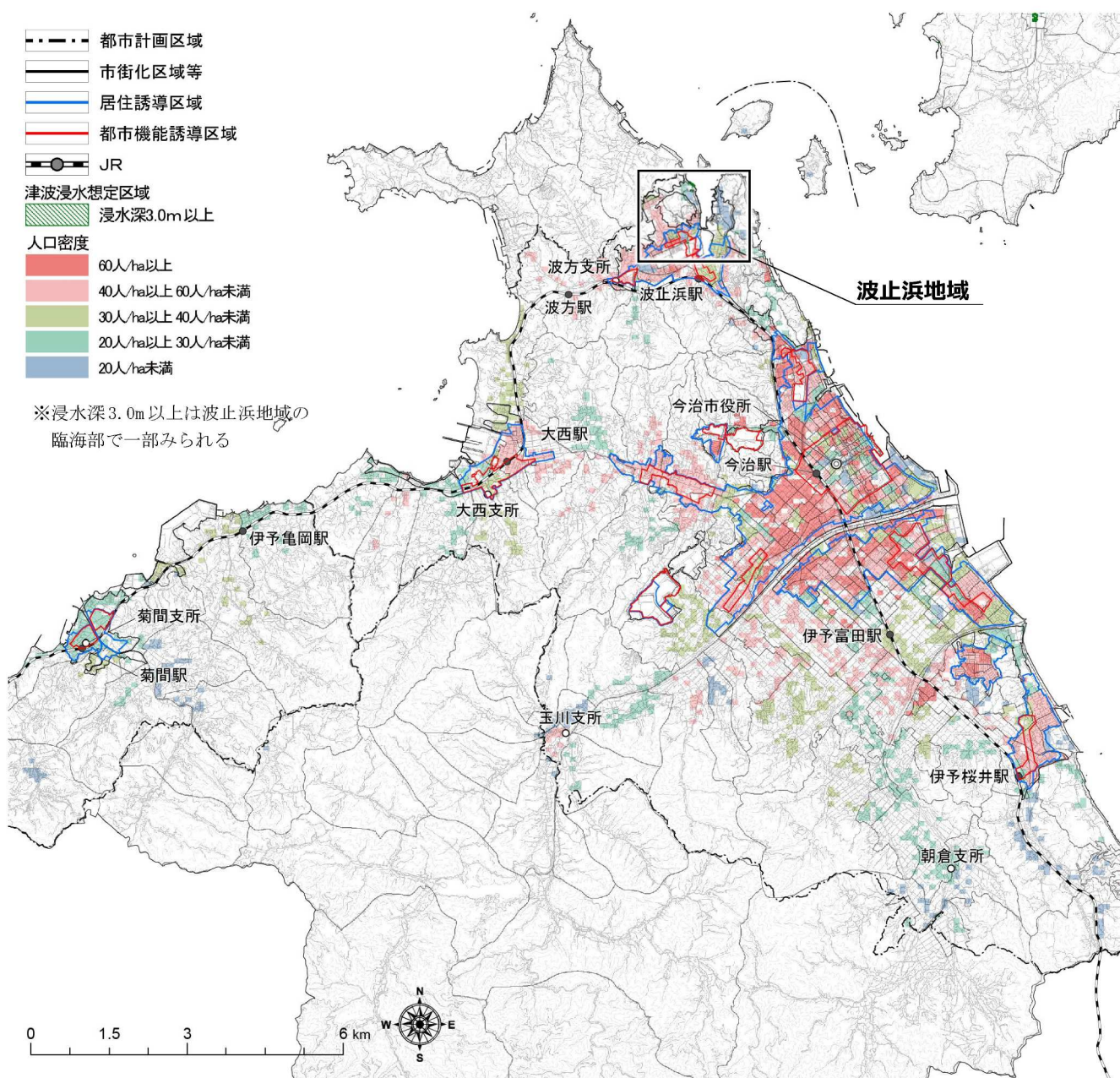
■ 洪水浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）×人口分布



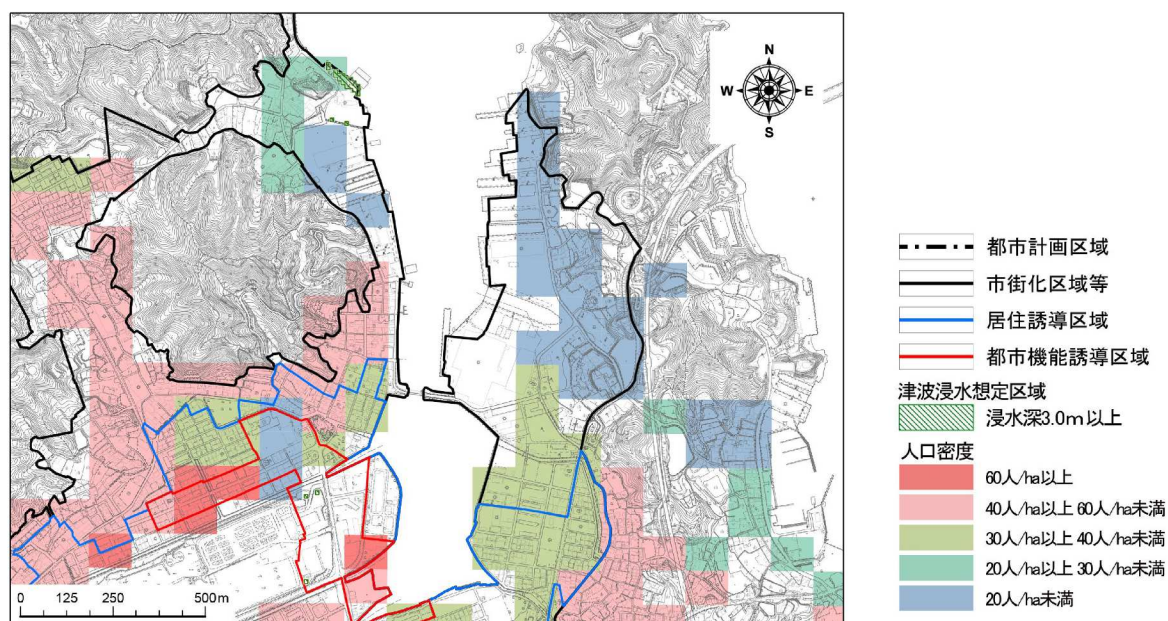
■ 内水浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）× 人口分布



■ 高潮浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）× 人口分布



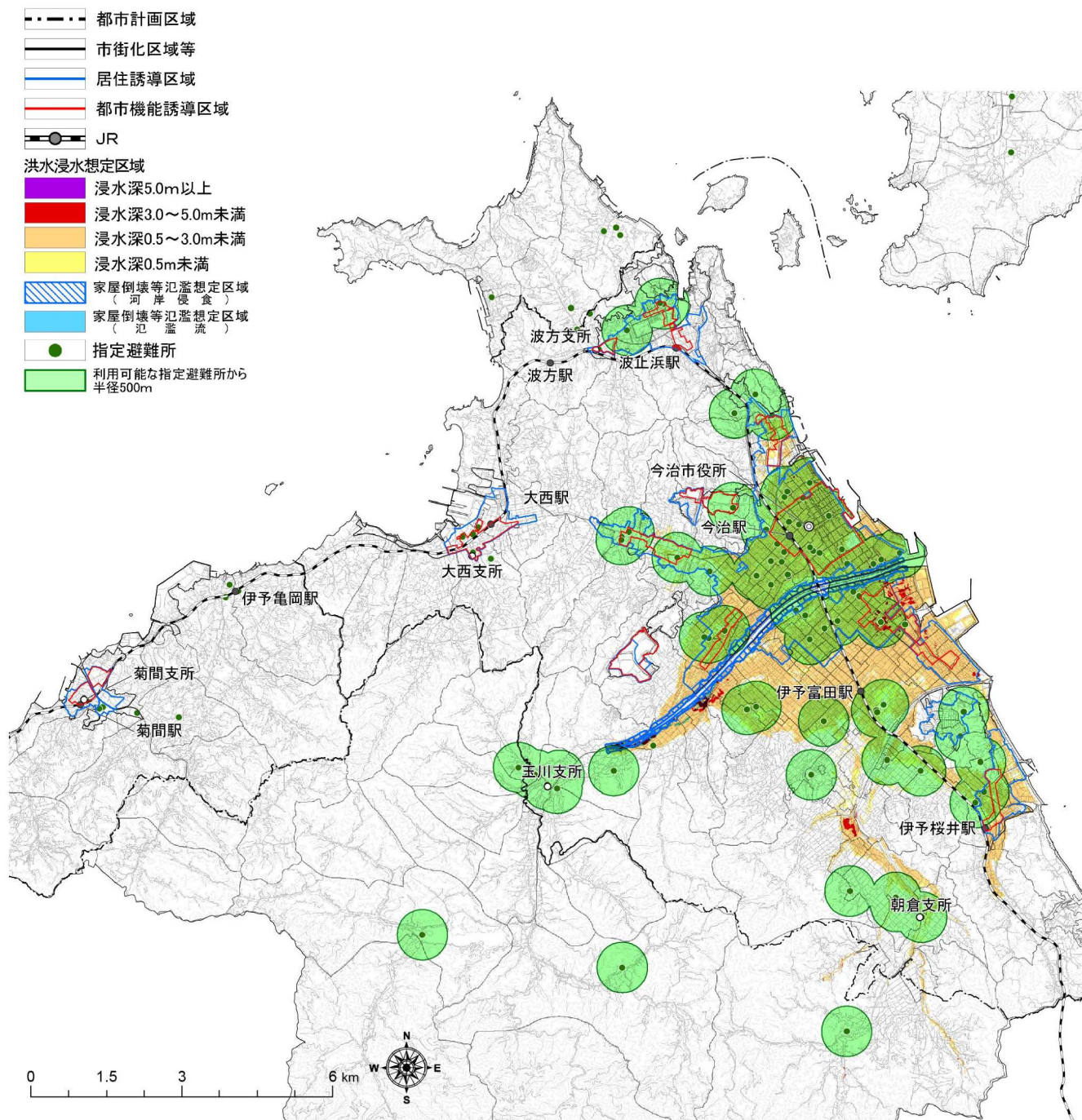
■ 津波浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）×人口分布



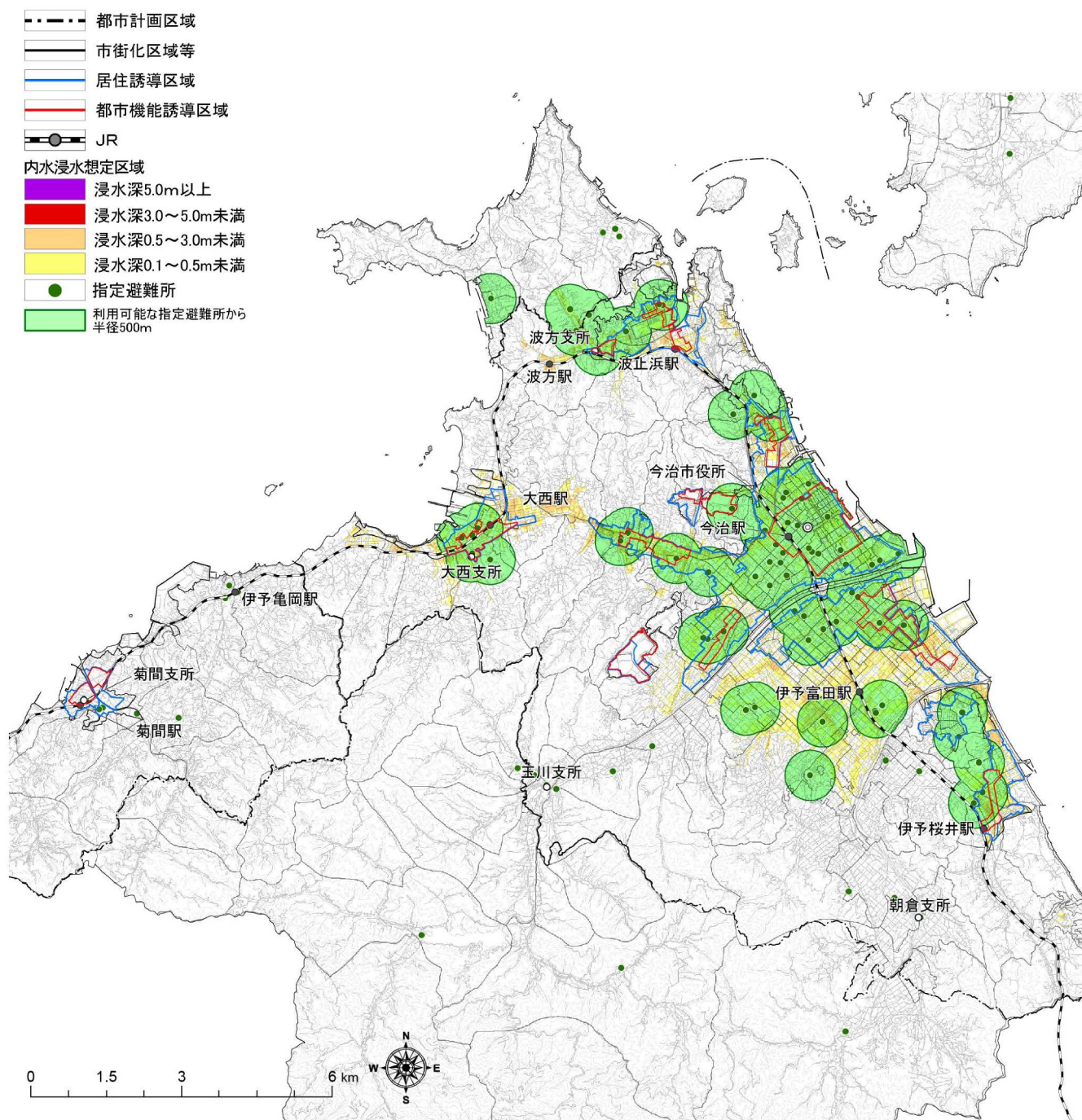
■ 津波浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）×人口分布（波止浜地域 拡大）

3) 浸水想定区域（洪水、内水、高潮、津波）×避難場所

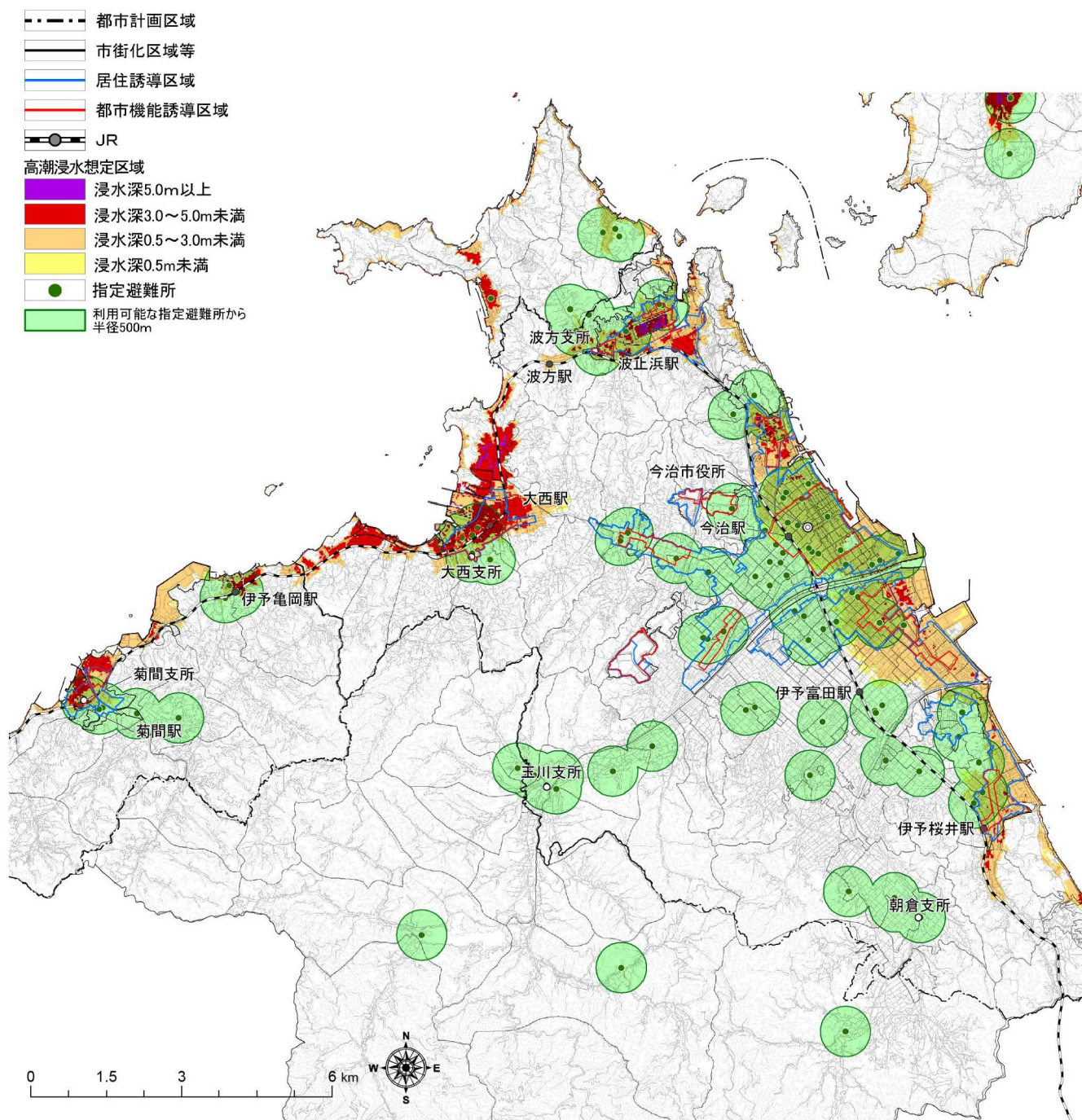
水害（洪水、高潮）による 3.0m以上の浸水が想定される区域が指定避難所から 500m以上離れている地域で見られます。



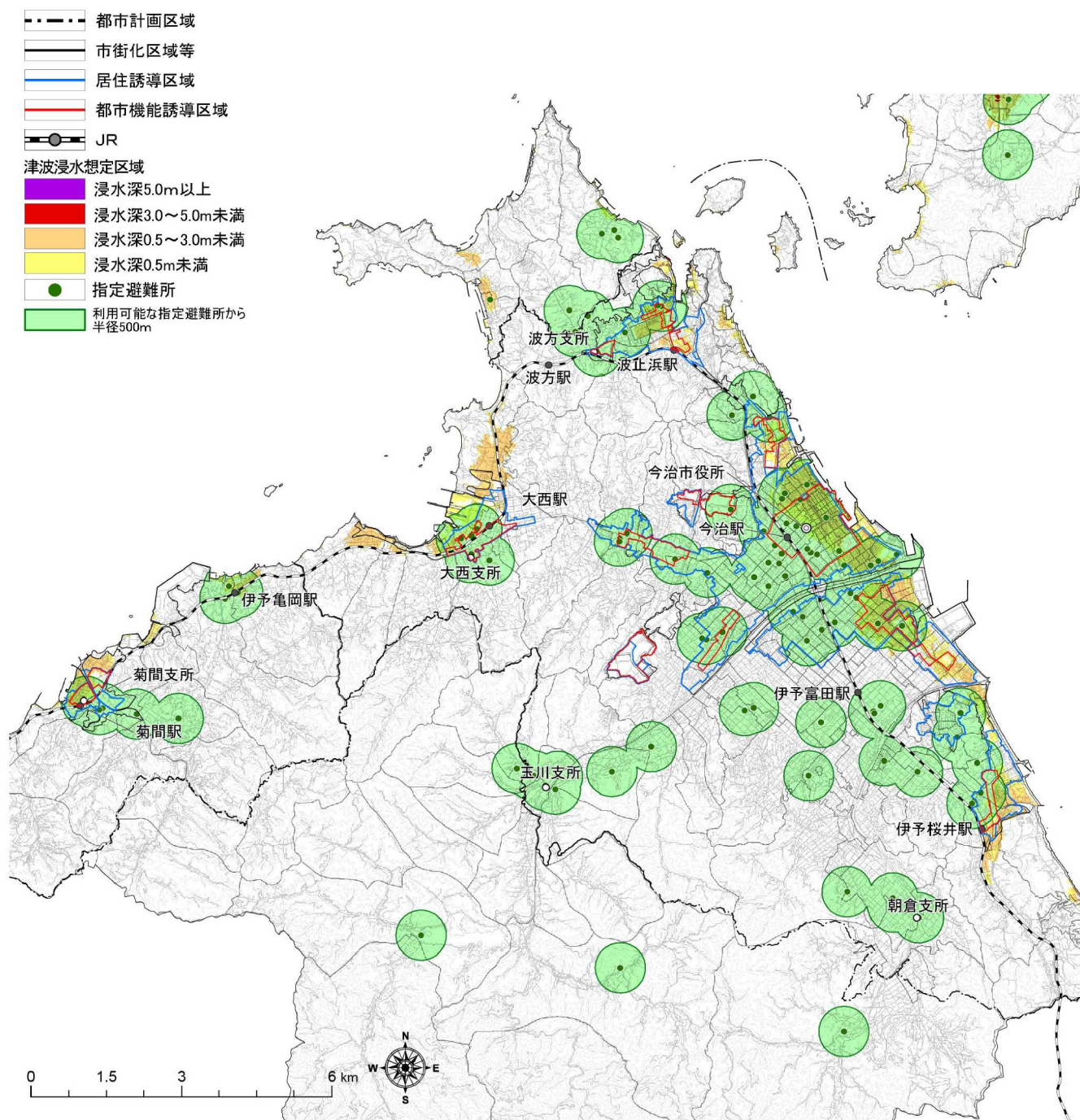
■ 洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域×避難場所



■ 内水浸水想定区域 × 避難場所



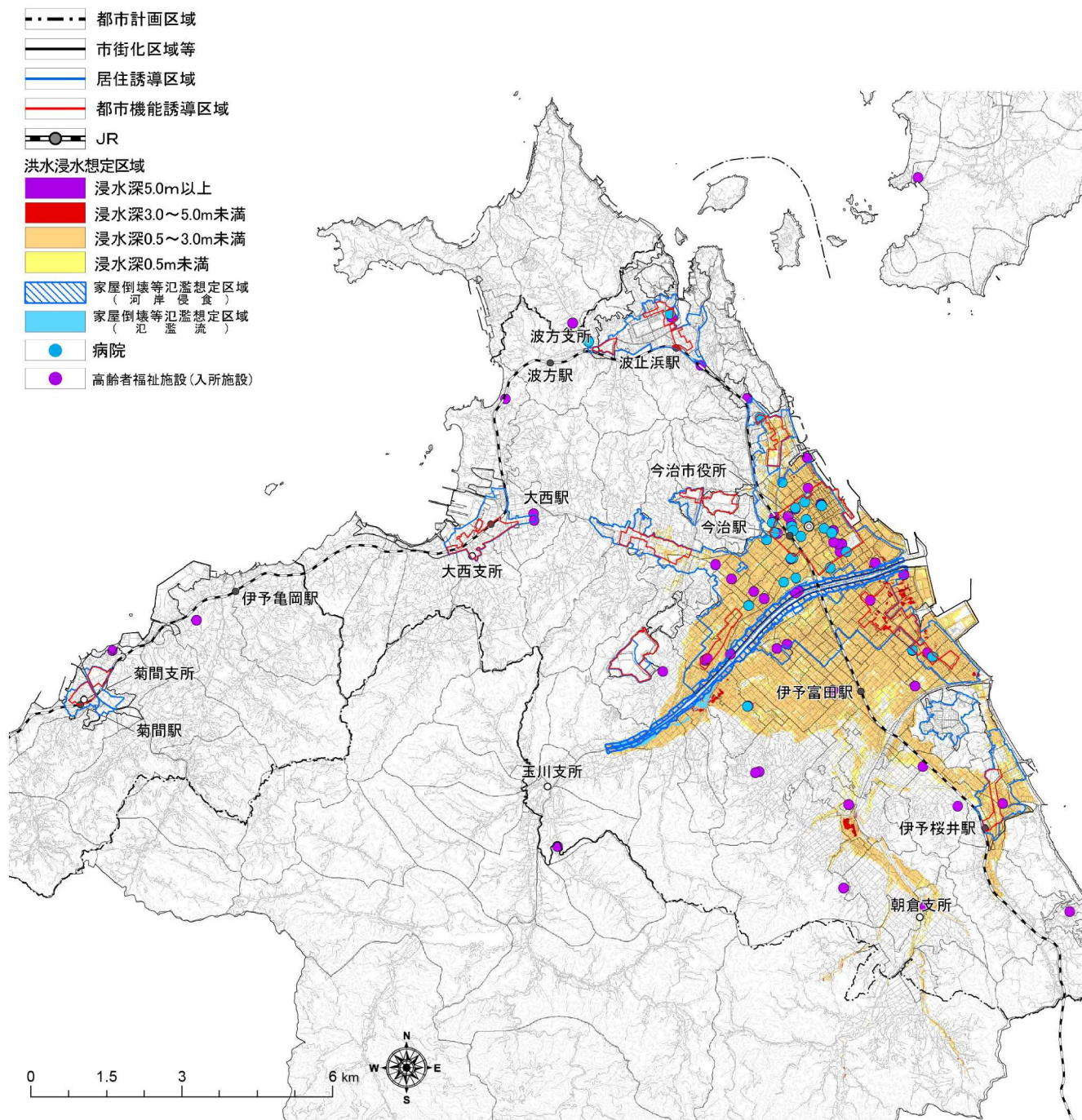
■ 高潮浸水想定区域 × 避難場所



■ 津波浸水想定区域 × 避難場所

4) 浸水想定区域（洪水、内水、高潮、津波）×病院・高齢者福祉施設（入所施設）

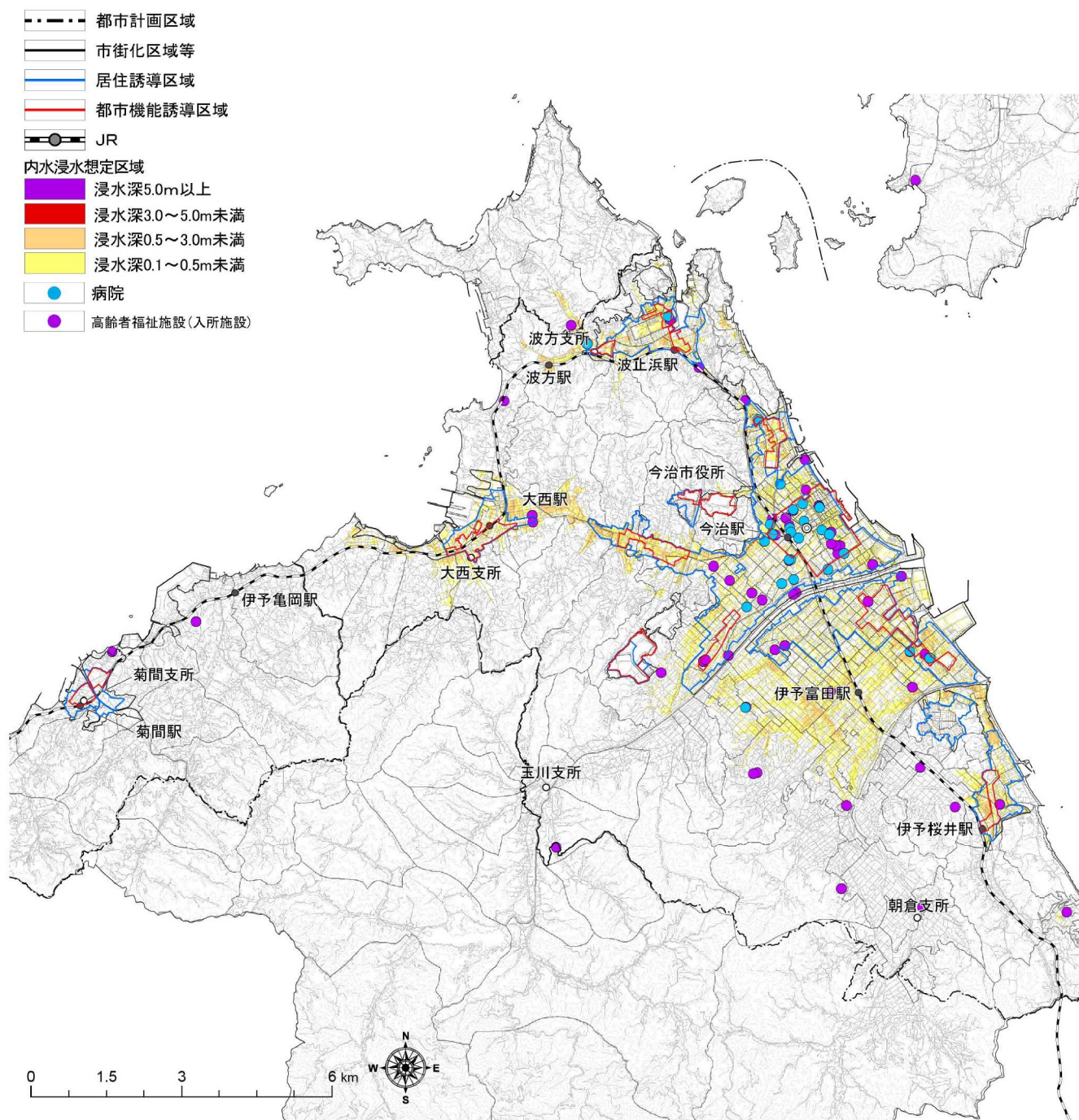
病院や高齢者福祉施設の多くが0.5m以上の浸水（床上浸水）が想定される区域に立地しています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する高齢者福祉施設も存在します。



■ 洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域 ×病院・高齢者福祉施設（入所施設）

注1：病院は、病床数20以上の施設を対象

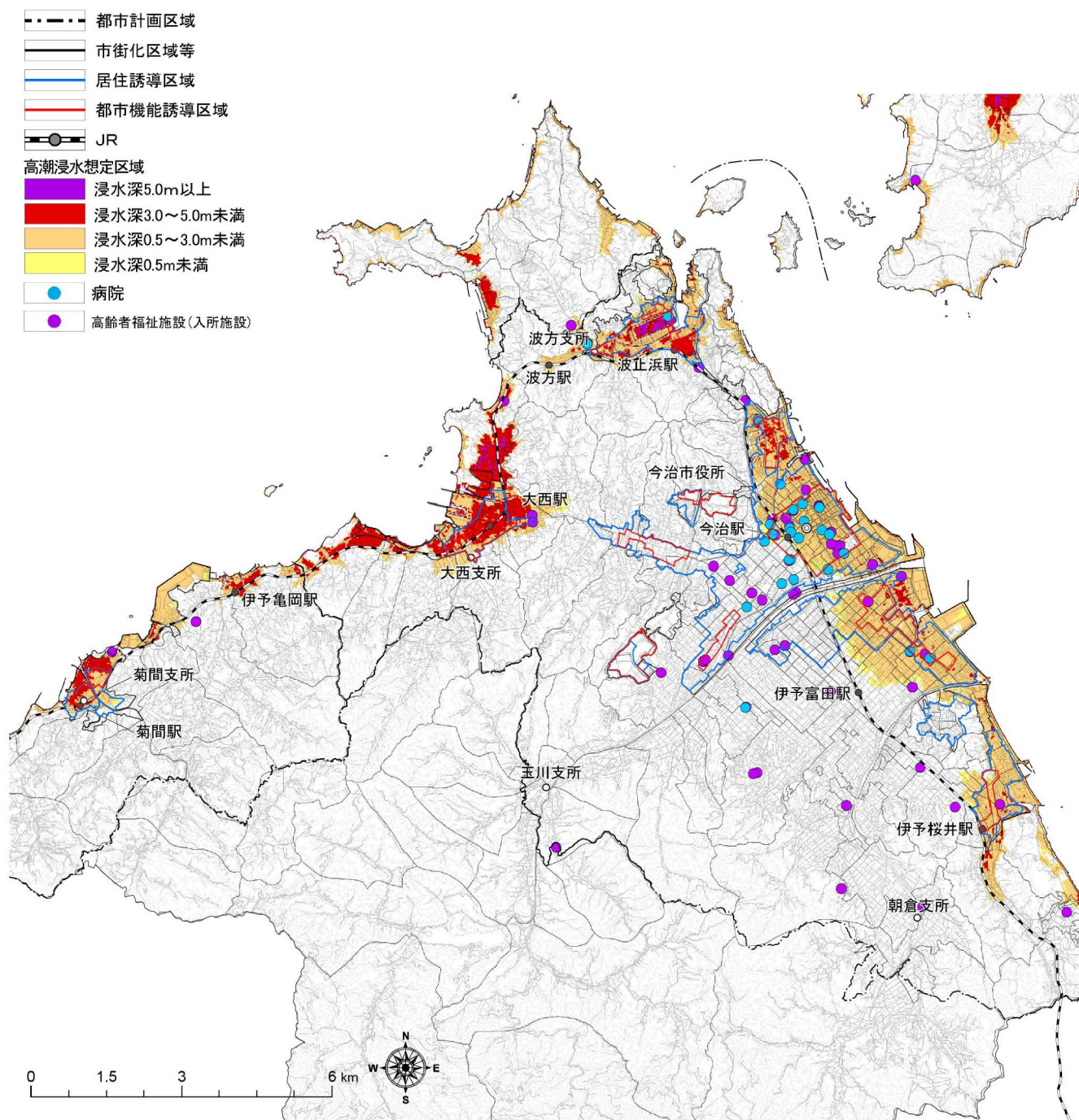
注2：高齢者福祉施設（入所施設）は、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療病院を対象



■ 内水浸水想定区域×病院・高齢者福祉施設（入所施設）

注1：病院は、病床数20以上の施設を対象

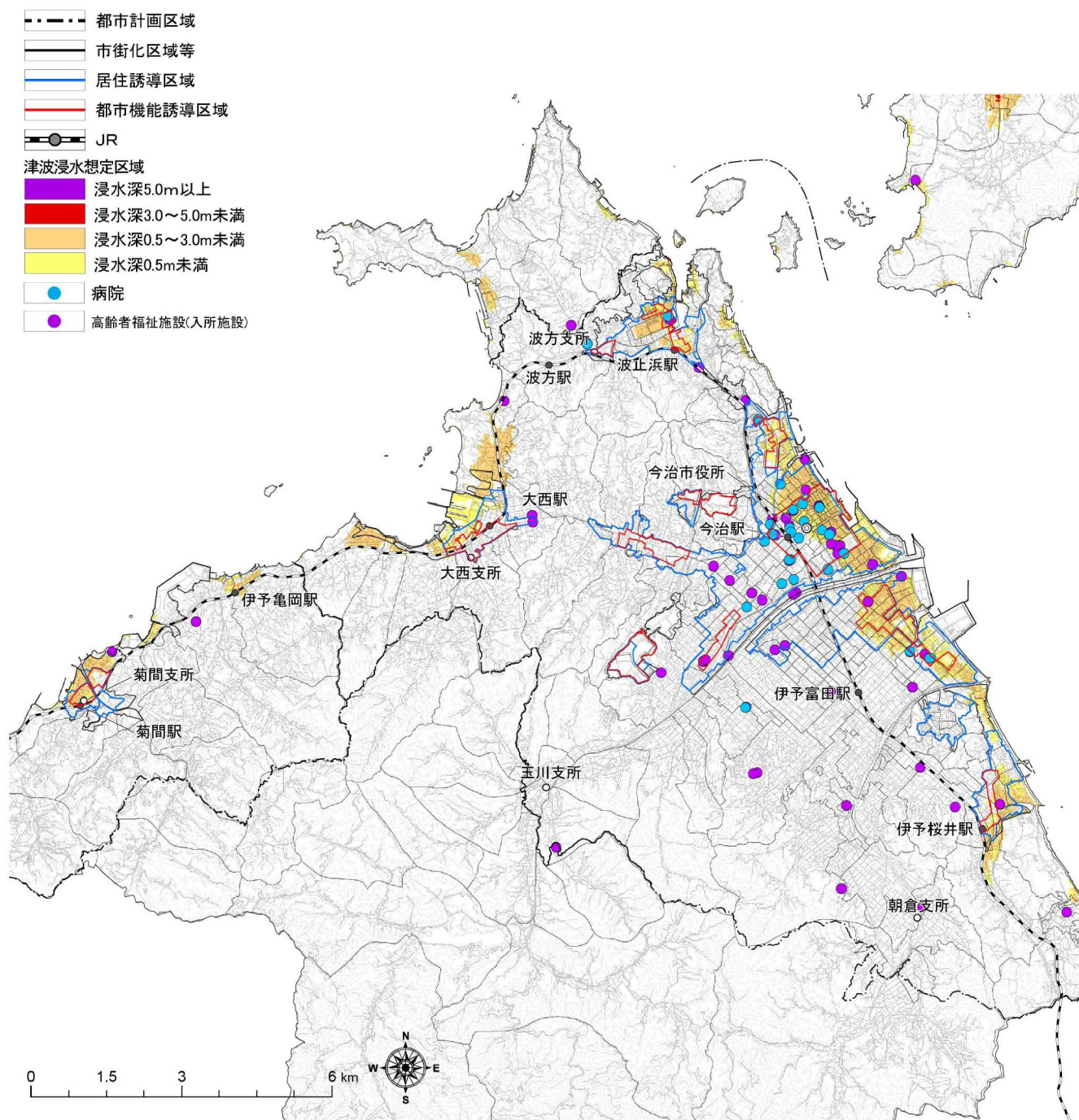
注2：高齢者福祉施設（入所施設）は、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療病院を対象



■ 高潮浸水想定区域×病院・高齢者福祉施設（入所施設）

注1：病院は、病床数20以上の施設を対象

注2：高齢者福祉施設（入所施設）は、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療病院を対象



■ 津波浸水想定区域×病院・高齢者福祉施設（入所施設）

注1：病院は、病床数20以上の施設を対象

注2：高齢者福祉施設（入所施設）は、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療病院を対象

3. 防災まちづくりに向けた課題の整理（STEP 2）

（1）地震

本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、今後 30 年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」があり、市内では最大震度 5 強から 6 強の地震の発生が想定され、甚大な建物被害や人的被害が発生するおそれがあります。

市街地においては、地盤振動が大きく、液状化のリスクも高くなっており、居住誘導区域内には、地震やそれに伴う火災等に対して脆弱な木造家屋が密集する地区が存在します。

都市基盤施設等の老朽化が進行しているため、各施設等の老朽化対策を行うなど、各施設が分野横断的に連携し、防災機能の強化を図る必要があります。

居住誘導区域内には、大規模盛土造成地が 16 箇所存在しています。必ずしも危険性のある箇所ではありませんが、他自治体では、大規模地震発生時に滑動崩落等の被害が発生しているため、今後安全性の確認が求められます。

（2）津波

発生し得る最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、臨海部の市街地や集落の大部分が津波により浸水することが想定される一方で、港湾・海岸保全施設の老朽化が進行しています。

病院や高齢者福祉施設が津波浸水のおそれがある区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要となっています。

地震発生から津波到達までのリードタイムが 161 分あると考えられており、ほとんどの地区で事前の避難行動が可能と考えられますが、本市では地震直後の地盤沈下や堤防の破壊による海水流入等、津波以外の要因により事前に避難することが望ましい地域を事前避難対象地域に指定しており、災害時の情報伝達を含めて、確実に避難できる体制を確保する必要があります。

(3) 水害

(洪水)

想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市街地の大部分で0.5m以上の浸水が発生すると予想されています。

蒼社川沿いでは家屋倒壊等氾濫想定区域が広範囲に指定され、東鳥生町等の住宅地では3.0m以上の浸水が想定される区域もみられることから、最大規模の洪水に対する避難体制等の強化が必要です。

病院や高齢者福祉施設が床上浸水のおそれが高い区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要です。また、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する施設もみられることから、高齢者や移動が困難な方の逃げ遅れを防止するため、移転の可能性を含めた検討が必要です。

(内水)

想定最大規模の降雨により内水が氾濫した場合、市街地の大部分が浸水すると予想されています。内水による浸水被害は洪水や高潮によるものと比較して発生頻度が高く、直近においても近見地区、鳥生地区、桜井地区等で道路の冠水等が発生しています。

浸水リスクに応じたメリハリのある雨水対策施設の整備を推進するため、「雨水管理総合計画」の策定を行うとともに、浸水被害の軽減や安全な避難を確保するための対策が必要です。

(高潮)

想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合、沿岸部の市街地や集落の大部分において浸水することが想定されています。

大西町や菊間町等では3.0m以上の浸水が想定される区域が広がっており、居住誘導区域及び都市機能誘導区域も含まれていることから、臨海部における高潮に対する避難体制等の強化や災害リスクを踏まえた都市機能を維持・確保するための対策が必要です。

(4) 土砂災害

土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、これらの危険箇所の周知と警戒避難体制の整備が必要です。

今治新都市第1地区では、誘導区域内に土砂災害警戒区域が指定されていることから、土砂災害の防止や被害の抑制を図る必要があります。

4. 防災まちづくりの将来像と取組方針（STEP 3）

（１）防災まちづくりの将来像

本計画では、まちづくりの目標として「災害リスクを考慮した安全安心なまちづくり」を掲げています。

防災指針に位置づける防災・減災のためのハード・ソフト施策を関係部局と連携しながら取り組むことで誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指します。

■ 本計画に掲げるまちづくりの目標

災害リスクを考慮した安全安心なまちづくり

- ・近年、水害が頻発・激甚化する傾向にあり、また、本市では南海トラフ地震によって大きな被害が発生すると予測されています。事前に想定される災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、防災上重要な都市基盤施設等の整備とあわせて、防災・危機管理体制の強化や地域防災力の向上に取り組めます。
- ・頻発・激甚化する水害への対応を強化するため、特に、災害リスクの高い区域においては、土地利用の誘導を組み合わせた総合的な対策を講じます。

（２）取組方針

災害リスクに対しては、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが重要となります。

そのため、災害リスク分析で抽出した課題を踏まえ、「災害リスクの低減（ハード）」、「災害リスクの低減（ソフト）」、「災害リスクの回避」の３つの方針を設定し、防災・減災対策に取り組めます。

1) 災害リスクの低減（ハード）

災害への対策として、今治小松自動車道や幹線道路の整備、建物や施設の耐震化、浸水対策、砂防堰堤の整備等を行い、国、県、市が役割分担・連携してリスクの低減に取り組みます。

■ 災害リスクの低減（ハード）（1／2）

災害 ハザード	取組施策	施策の概要	備考
地震	港湾及び漁港施設の耐震化等	大規模地震時の緊急物資輸送機能を確保するため、防災拠点港に耐震強化岸壁等の整備や臨港道路の震災対策（橋梁耐震補強、無電柱化、地下埋設物の耐震化等）を推進	今治港 宮窪漁港（都市計画区域外）
	海岸保全施設及び河川管理施設の耐震化等	津波から生命と財産を守るため、堤防等海岸保全施設や河川管理施設の耐震化や液状化対策を推進	
	今治小松自動車道の整備	しまなみ海道と四国の高速道路網が直結する広域ネットワークの早期形成を推進	国道 196 号今治道路
	緊急輸送道路等 ^{（注）} の震災対策	災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路等の震災対策（橋梁耐震補強、無電柱化、地下埋設物の耐震化等）を推進	
	都市計画道路を中心とした道路網整備	社会・経済活動への影響を最小化を図るため、災害に強い道路ネットワークの構築を推進	
	上下水道施設の耐震化	上下水道施設の急所施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を推進	
	防災上重要な公共建築物等の耐震化	防災拠点施設のうち特に重要となる施設の耐震化等を推進	
	民間建築物の耐震化	木造住宅の耐震化の促進及び建築物の防火対策の推進	

注：緊急輸送道路等は、緊急輸送道路および緊急活動道路

■ 災害リスクの低減（ハード）（２／２）

災害 ハザード	取組施策		施策の概要	備考
津波・ 高潮		海岸保全施設の 改良等	気候変動の影響により増大する災害リスクの軽減に向けて、流域全体で施策を推進 ・堤防等海岸保全施設の嵩上げを推進 ・水門等操作の自動化・電動化・遠隔化を推進 ・河川管理施設の整備や機能強化を推進 ・排水施設の整備や能力強化、排水系統の再編等を推進 ・冠水の危険性があるアンダーパスの事故防止対策を推進 ・グリーンインフラの貯留機能の活用と保全を推進 ・公共や民間による雨水貯留浸透施設の整備を促進 ・浸水リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設の浸水防止対策を促進	
水害	流域 治水 の 推 進	洪水対策 （二級河川や準用 河川の改良等）		
		内水対策 ^{（注１）} （水路・下水道・排水 ポンプ場の改良 等）		
		グリーンインフラ ^{（注２）} の活用と保全		
		雨水貯留浸透施設の 整備		
		要配慮者利用施設の 耐水化		
土砂	砂防堰堤等の整備		土砂災害の防止や被害の低減を図るため、 砂防事業を推進	優先地区・・・今治新 都市第１地区

注１：主な地域は、桜井、東村、鳥生、近見、波止浜、大西

注２：市街地に影響を及ぼす農地やため池等

２）災害リスクの低減（ソフト）

災害リスクに備えるためには、河川整備等のハード整備による災害リスクの低減を図るとともに、災害時に被害が最小となるようソフト施策を組み合わせる取り組みが重要です。

ソフト施策として、避難所の充実・強化、防災訓練等の実施による地域防災力の強化、避難行動支援による避難体制の強化、総合防災マップ及びいまバリエマップの周知等による災害リスクに関する情報提供に取り組めます。

■ 災害リスクの低減（ソフト）

災害 ハザード	取組施策		施策の概要	備考
災害全般	市民に対する防災知識の普及		自然災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を推進	
	自主防災組織の育成強化		自主防災組織の結成と育成強化を積極的に推進し、市民による自主的な防災活動を促進	
	総合的な防災訓練の実施		防災関係機関、民間協力団体及び市民が一体となった防災訓練を実施	
	避難所の生活環境の充実・強化		長期化する避難所生活に対応するため、必要な資機材等を配備し、良好な生活環境の整備を推進	
	災害ハザードの認知度向上（平時）		今治市の地図情報サイト「いまバリエマップ」を活用し、立地適正化計画区域に災害ハザードが内包することを見える化	
地震	大規模盛土造成地の安全性の確認等		大規模盛土造成地の経過観察等による安全性の把握・確認	
水害	流域治水の推進	特定都市河川の指定（中川水系）	流域内の土地の浸透力を低下させるおそれのある行為（雨水浸透阻害行為）を抑制	
		排水施設の遠隔監視システムの構築	排水施設の運転状況や河川の水位を遠隔で監視するシステムを構築	
		水位予測ＡＩシステムの構築	今治版水位予測ＡＩシステムを活用した事前防災体制の強化	
		地区計画制度の活用	敷地の地盤面の高さの最低限度を設定する等、建築物の浸水リスクの低減を促進	

3) 災害リスクの回避

住民の生命や身体に大きな被害が生じる可能性がある災害リスクが比較的高いエリアについては、原則として居住誘導区域から除外するとともに、災害リスクの低い区域への居住を誘導するものとします。

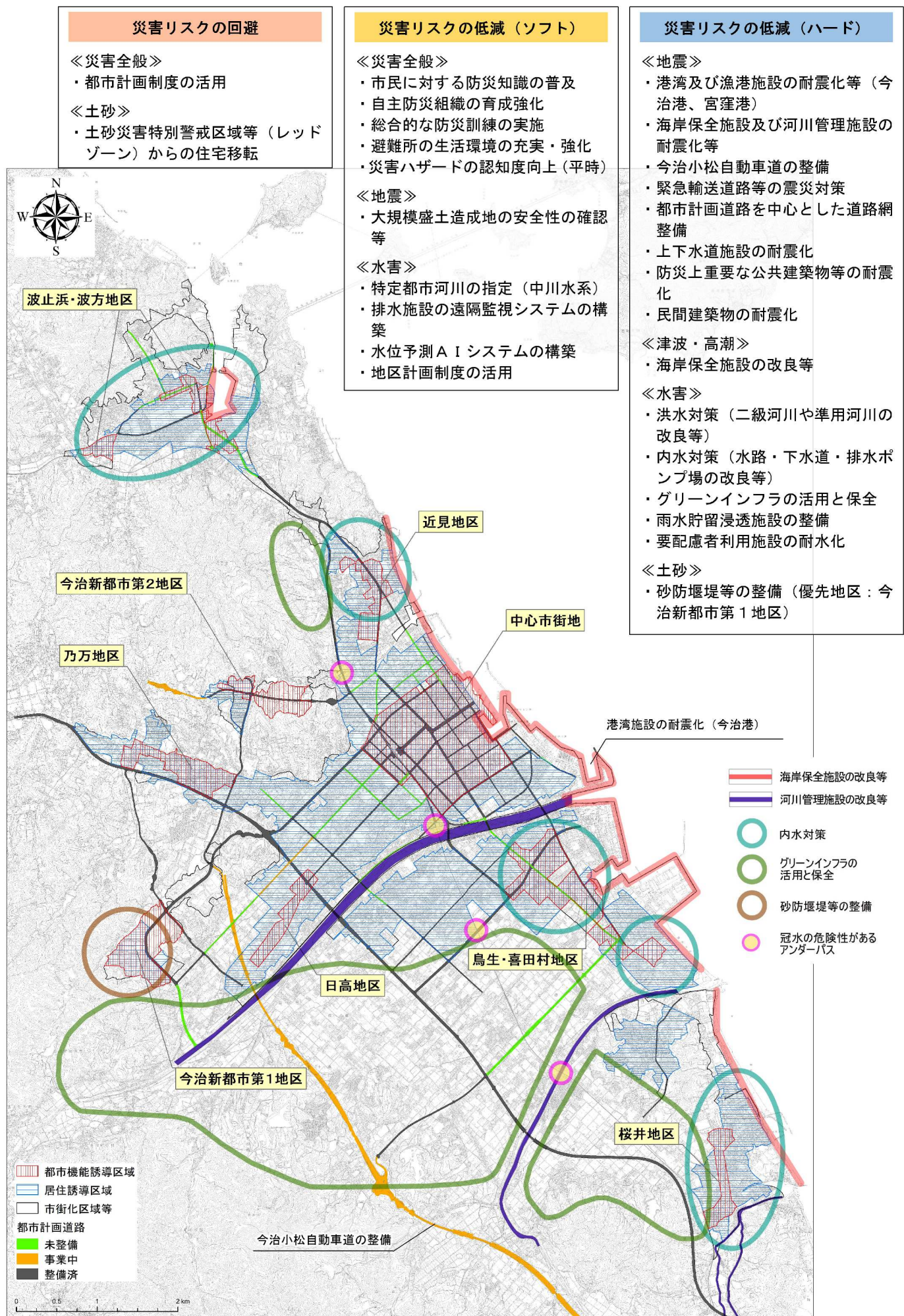
■災害リスクの回避

災害 ハザード	取組施策	施策の概要	備考
災害全般	都市計画制度の活用	立地適正化計画の届出による誘導区域への立地誘導及び開発許可基準の見直し等による安全対策の推進	
土砂	土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）からの住宅移転	がけ地に近接している住宅や、県が指定する土砂災害特別警戒区域内の住宅の除却及び移転を促進	がけ地近接等危険住宅移転事業に関する補助金

5. 防災・減災の取組とスケジュール（STEP 4）

■ 主な取組施策とスケジュール

取組方針	災害ハザード	取組施策	実施主体				実施時期の目標		
			国	県	市	市民等	短期 (約 5 年)	中期 (約 10 年)	長期 (約 20 年)
低減（ハード施策）	地震	港湾および漁港施設の耐震化等			○		→		
		海岸保全施設及び河川管理施設の耐震化等		○	○		→		継続
		今治小松自動車道の整備促進	○		○		→		継続
		緊急輸送道路等の震災対策	○	○	○		→		継続
		都市計画道路を中心とした道路網整備	○	○	○		→		継続
		上下水道施設の耐震化			○		→		継続
		防災上重要な公共建築物等の耐震化	○	○	○		→		継続
		民間建築物の耐震化			○	○	→		継続
	津波・高潮	海岸保全施設の改良等		○	○		→		継続
	水害	流域治水の推進		○	○		→		継続
					○		→		継続
				○	○	○	→		継続
				○	○	○	→		継続
					○	○		→	継続
低減（ソフト施策）	土砂	砂防堰堤等の整備		○			→		継続
	災害全般	市民に対する防災知識の普及			○	○	→		継続
		自主防災組織の育成強化		○	○	○	→		継続
		総合的な防災訓練の実施		○	○	○	→		継続
		避難所の生活環境の充実・強化			○	○	→		継続
		災害ハザードの認知度向上（平時）			○	○	→		継続
	地震	大規模盛土造成地の安全性の確認等		○	○		→		継続
	水害	特定都市河川の指定（中川水系）		○	○		→		継続
		排水施設の遠隔監視システムの構築			○		→		
		水位予測 A I システムの構築			○			→	
		地区計画制度の活用			○	○		→	継続
回避	災害全般	都市計画制度の活用			○	○		→	継続
	土砂	土砂災害特別警戒区域等からの住宅移転			○	○		→	継続



■ 防災・減災の取組方針図（1／2）

《地震》

- ・港湾及び漁港施設の耐震化等（今治港、宮窪港）
- ・海岸保全施設及び河川管理施設の耐震化等
- ・今治小松自動車道の整備
- ・緊急輸送道路等の震災対策
- ・都市計画道路を中心とした道路網整備
- ・上下水道施設の耐震化
- ・防災上重要な公共建築物等の耐震化
- ・民間建築物の耐震化

《津波・高潮》

- ・海岸保全施設の改良等

《水害》

- ・洪水対策（二級河川や準用河川の改良等）
- ・内水対策（水路・下水道・排水ポンプ場の改良等）
- ・グリーンインフラの活用と保全
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・要配慮者利用施設の耐水化

《土砂》

《災害全般》

- ・市民に対する防災知識の普及
- ・自主防災組織の育成強化
- ・総合的な防災訓練の実施
- ・避難所の生活環境の充実・強化
- ・災害ハザードの認知度向上（平時）

《地震》

- ・大規模盛土造成地の安全性の確認等

《水害》

- ・特定都市河川の指定（中川水系）
- ・排水施設の遠隔監視システムの構築
- ・水位予測 A I システムの構築
- ・地区計画制度の活用

《災害全般》
・都市計画制度の活用

《土砂》
・土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）からの住宅移転

